





町田市環境白書は 2012 年に策定された「第二次町田市環境マスタープラン」(以下「環境マスタープラン」)に基づき、環境の状況および施策の実施状況を「活動報告」に、市の環境の現状に関するデータを「データ集」にまとめた 2 分冊となっています。

本書は市の環境の現状に関する 2019 年度のデータを取りまとめています。アンケートは、2019年の状況を評価するものとして 2020年4月に実施しました。「活動報告」とあわせてご活用ください。

なお、*印のついた用語は、巻末に用語 解説をまとめてあります。こちらもご活用 ください。

はじめに

私たちは、急激な近代化や高度経済成長を経て、物質的な豊かさと便利さを手に入れてきましたが、その陰では、世界規模の地球温暖化や、自然環境破壊による生物多様性の喪失などが進行しており、将来の課題として残された環境問題はますます深刻なものとなっています。

町田市においては、2012年4月に第二次町田市環境マスタープランを策定し、「望ましい環境像」である「水とみどりとにぎわいの調和した環境都市 まちだ」の実現に向けた取り組みをスタートしました。

環境白書 2020 は、この「環境マスタープラン」の 2019 年度の取り組み状況の紹介とともに、2019 年度の町田市の環境の現状や動向をまとめたものとなっています。また、本書「データ集」は、町田市の環境の現状や環境施策の進捗状況をまとめたもので、市が特に力を入れた取り組みを紹介した「活動報告」と構成を分けて編集しています。

より多くの市民・事業者の方に本書を手にとっていただくことで、市内の環境問題に 関心を持ち、環境に配慮した活動につなげていただくことを願っております。

町田市長 石阪丈一

目 次

1	.町田市の環境測定結果および統計データ	1
	1.1. 町田市の気温・降水量の推移	1
	1.2. 町田市のエネルギー消費量と温室効果ガス排出量の推移	2
	1.3. 町田市の自動車保有台数と公共交通機関利用者数の推移	3
	1.4. 町田市の地目別土地利用面積と緑地面積の推移	5
	1.5. 町田市のごみと資源量の推移	6
	1.6. 町田市の大気環境	8
	1.7. 町田市の水環境	
	1.8. 町田市の騒音	
2	. 2020 年度エコ(環境)に関する市民アンケート調査結果	12
	2.1. 調査の概要	12
	2.2. 調査結果	12
3	. 環境マスタープランの目標への達成状況	26
4	. 基本目標に向けた事業の進捗状況	28
•	4.1. 重点事業	
	4.2. その他の施策	
	1.2. C 07 16 07 17 18 28 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	00
5	. 町田市環境基本条例	53
6	. 参考資料	57
	6.1. 環境基準	
	6.2. 主な関係法とその解説	
	6.3. 用語解説	

1. 町田市の環境測定結果および統計データ

町田市の環境測定結果についてデータを示します。

1.1. 町田市の気温・降水量の推移

表 1 気温および猛暑日*、熱帯夜*、降水量の変化

	最高 気温	平均 気温	最低 気温	猛暑日 日数	熱帯夜 日数	年降水量
年/単位				日/年	日/年	mm
2000	37.8	14.9	- 5.7	4	4	1,686
01	38.4	14.4	- 6.7	11	8	1,562
02	37.7	14.7	- 4.3	8	6	1,872
03	36.0	14.2	- 5.8	3	0	2,028
04	37.8	15.4	- 5.2	11	0	1,779
05	36.3	14.3	- 5.8	6	6	1,456
06	36.7	14.6	- 6.1	5	1	1,645
07	38.7	15.1	- 3.9	10	3	1,390
08	36.2	14.7	- 5.5	7	1	2,103
09	35.7	14.9	- 5.4	2	1	1,414
10	37.3	15.2	- 5.5	25	13	1,720
11	36.7	14.6	- 6.5	11	7	1,672
12	37.5	14.4	- 6.1	12	4	1,505
13	37.7	15.0	- 7.1	14	5	1,468
14	37.7	14.5	- 5.5	10	5	1,798
15	37.5	15.2	- 6.0	14	7	1,740
16	38.0	15.3	- 6.2	4	0	1,487
17	36.7	14.6	- 5.9	2	4	1,515
18	39.3	15.7	- 8.7	20	22	1,436
19	37.0	15.3	- 4.8	15	11	1,966

出典:気象庁データ(八王子地域気象観測所)

町田市のエネルギー消費量と温室効果ガス*排出量の推移 1.2.

表 2 エネルギー消費量

									一人あたり
	エネルギー 消費量合計	総電力 使用量	都市ガス 供給量	ガソリン等 消費量	軽	油	ガソ	リン	のエネル ギー 消費量
年度/単位	GJ [*]	GJ	GJ	GJ	kl	GJ	kl	GJ	MJ
1999	17,221,802	4,779,925	2,592,283	9,849,594	74,519	2,846,784	209,111	7,002,811	46.221
2000	17,993,699	4,833,659	2,887,763	10,272,277	73,277	2,837,339	211,990	7,434,938	47.458
01	18,176,377	4,933,732	2,962,175	10,280,471	71,189	2,756,498	214,529	7,523,973	47.127
02	18,925,503	5,414,375	3,200,650	10,310,478	69,014	2,672,283	217,786	7,638,195	48.075
03	18,859,652	5,346,691	3,205,208	10,307,752	65,370	2,531,185	221,731	7,776,567	46.953
04	18,460,598	4,831,114	3,242,460	10,387,024	64,739	2,506,770	224,687	7,880,254	45.438
05	19,029,710	5,180,364	3,440,322	10,409,024	63,400	2,454,912	226,793	7,954,112	46.525
06	18,834,472	5,077,627	3,444,052	10,312,793	61,896	2,396,676	225,710	7,916,116	45.585
07	19,112,128	5,178,452	3,618,338	10,315,338	62,740	2,429,363	224,851	7,885,975	45.866
08	19,661,247	5,943,132	3,544,111	10,174,005	60,615	2,347,061	223,167	7,826,943	46.833
09	19,502,421	5,799,985	3,513,904	10,188,531	60,507	2,342,898	223,700	7,845,633	46.138
10	19,933,842	6,059,912	3,673,962	10,199,968	61,681	2,388,364	222,730	7,811,604	46.922
11	19,415,684	5,609,447	3,565,845	10,240,393	62,004	2,400,854	223,527	7,839,539	45.643
12	19,143,978	5,712,674	3,642,650	9,788,653	60,089	2,326,710	212,760	7,461,944	44.964
13	19,087,105	5,718,236	3,577,679	9,791,190	59,806	2,315,766	213,145	7,475,424	44.782
14	18,874,762	5,497,708	3,581,593	9,795,463	60,459	2,341,033	212,546	7,454,430	44.240
15	18,694,922	5,407,924	3,438,526	9,848,473	60,886	2,325,832	213,586	7,390,076	43,788
16	18,751,418	5,484,431	3,512,707	9,754,280	61,584	2,321,717	214,814	7,432,564	43,753
17	18,907,827	5,545,462	3,613,181	9,749,184	61,760	2,328,366	214,475	7,420,819	44,080
18	18,840,293	5,681,070	3,372,638	9,786,586	62,742	2,365,363	214,486	7,421,223	43,949

出典:(総電力使用量)東京都提供資料(速報値)

(都市ガス供給量)1998~2016 年度 東京ガス(株)提供資料、2017 年度~ 東京都提供資料(速報値) 東京都のデータを参照して算出しており、本環境白書編纂時点で 2019 年度のデータが公表されていないため、2018 年度の数値を掲 載します。

表3 温室効果ガス排出量

	CO ₂ [*] 排出量 合計	電気使用に よるCO ₂ 排 出量	都市ガス使 用による CO ₂ 排出量	自動車使用 に伴うCO ₂ 排出量	一般廃棄物 の焼却に伴 うCO₂排出 量	ー人あたり のCO₂排出 量
年度/単位	t -CO ₂	t -CO ₂	t -CO ₂	t -CO ₂	t-CO ₂	t -CO ₂
2010	1,597,716	633,061	171,544	652,637	140,474	3.76
11	1,517,542	588,459	166,496	655,788	106,800	3.57
12	1,671,537	734,713	174,278	651,345	111,200	3.93
13	1,563,146	644,890	171,159	651,497	95,600	3.67
14	1,722,739	797,168	171,355	651,817	102,400	4.04
15	1,661,252	745,092	164,511	655,350	96,300	3.89
16	1,676,498	748,015	168,066	657,917	102,500	3.91
17	1,672,924	730,152	172,887	657,585	112,300	3.90
18	1,637,650	718,024	161,377	660,149	98,100	3.82

東京都のデータを参照して算出しており、本環境白書編纂時点で 2019 年度のデータが公表されていないため、2018 年度の数値を掲 載します。

1.3. 町田市の自動車保有台数と公共交通機関利用者数の推移

表4 自動車保有台数および一人あたりの保有台数(1/2)

												乗用車の	一人当た	世帯当た	一人当た	世帯当た
	登録自動 車台数	貨物自動	****		被けん引	乗用車	****	1	乗合自	特殊用	大型特	占める割	り保有台	り保有台		り保有台 数(乗用
	+ 133	車	普通車	小型車	車	水川十	普通車	小型車	動車	途車	殊車	合	数	数		車のみ)
年度/単位	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	%	台	台	台	台
2000	134,518	11,569	3,134	8,413	22	119,117	44,980	74,137	508	3,068	256	88.6	0.35	0.90	0.31	0.80
01	135,231	11,274	3,054	8,220	22	120,196	47,708	72,492	477	3,028	256	88.9	0.35	0.88	0.31	0.78
02	136,319	10,916	2,986	7,930	-	121,830	49,872	71,958	485	2,837	251	89.4	0.35	0.86	0.31	0.77
03	136,452	10,241	2,801	7,440	-	122,854	52,038	70,816	493	2,619	245	90.0	0.34	0.84	0.31	0.75
04	137,342	10,003	2,740	7,263	-	124,071	53,618	70,453	539	2,481	248	90.3	0.34	0.82	0.31	0.74
05	137,458	9,745	2,631	7,088	26	124,566	54,474	70,092	556	2,341	250	90.6	0.34	0.81	0.30	0.74
06	135,902	9,456	2,546	6,886	24	123,377	54,287	69,090	561	2,253	255	90.8	0.33	0.79	0.30	0.71
07	134,964	9,493	2,540	6,935	18	122,394	54,866	67,528	598	2,230	249	90.7	0.32	0.77	0.29	0.69
08	132,580	9,070	2,476	6,580	14	120,591	54,521	66,070	618	2,056	245	91.0	0.32	0.74	0.29	0.67
09	132,329	9,004	2,552	6,438	14	120,391	55,058	65,333	623	2,072	239	91.0	0.31	0.73	0.28	0.66
10	131,698	9,000	2,542	6,441	17	119,707	55,279	64,428	680	2,068	243	90.9	0.31	0.72	0.28	0.65
11	131,572	9,008	2,609	6,385	14	119,558	56,338	63,220	693	2,071	242	90.9	0.31	0.71	0.28	0.65
12	131,100	9,067	2,720	6,333	14	119,048	56,769	62,279	680	2,060	245	90.8	0.31	0.71	0.28	0.64
13	130,697	9,080	2,767	6,299	14	118,643	57,664	60,979	659	2,066	249	90.8	0.31	0.70	0.28	0.64
14	129,408	9,110	2,788	6,308	14	117,291	57,819	59,472	687	2,070	250	90.6	0.30	0.69	0.27	0.62
15	129,143	9,081	2,720	6,346	15	117,044	58,584	58,460	723	2,047	248	90.6	0.30	0.68	0.27	0.62
16	129,513	9,127	2,801	6,306	20	117,305	59,625	57,680	741	2,093	247	90.6	0.30	0.67	0.27	0.61
17	128,929	9,107	2,739	6,344	24	116,707	60,287	56,420	750	2,118	247	90.5	0.30	0.66	0.27	0.60
18	128,704	9,185	2,770	6,389	26	116,354	61,118	55,236	782	2,134	249	90.4	0.30	0.66	0.27	0.59
19	128,172	9,386	2,931	6,423	32	115,568	62,042	53,526	802	2,167	249	90.2	0.30	0.65	0.27	0.58

出典:市町村別自動車保有車両数(一般財団法人 自動車検査登録情報協会編、各年度3月末現在)

表 4 自動車保有台数および一人あたりの保有台数(2/2)

	E= #4.4% /_1														1
	原動機付 き自転車 等の登録 台数	原動機付 き自転車	第一種 (50cc まで)	ミニカー	第二種乙 (51~ 90cc)	第二種甲 (91~ 125cc)	軽自動車	二輪車	三輪車	四輪乗用	四輪貨物	小型特 殊自動 車	農耕作業車	その他	二輪の 小型自 動車
年度/単位	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
2000	61,334	30,847	27,931	13	1,510	1,393	26,120	4,992	6	10,502	10,620	467	291	176	3,900
01	62,481	30,675	27,555	13	1,501	1,606	27,262	5,076	5	11,616	10,565	470	294	176	4,074
02	63,694	30,874	27,514	10	1,474	1,876	28,260	5,247	5	12,674	10,334	461	291	170	4,099
03	68,825	32,077	28,007	35	1,601	2,434	31,792	5,737	5	15,422	10,628	457	291	166	4,499
04	70,979	32,561	28,207	55	1,615	2,684	33,365	6,033	5	16,491	10,836	458	297	161	4,595
05	73,907	33,330	28,536	93	1,631	3,070	35,394	6,331	4	18,024	11,035	457	296	161	4,726
06	75,459	33,507	28,349	153	1,574	3,431	36,822	6,557	3	19,371	10,891	460	305	155	4,670
07	77,021	33,701	28,157	188	1,556	3,800	38,063	6,768	3	20,435	10,857	452	305	147	4,805
08	78,722	33,517	27,556	210	1,578	4,173	39,816	6,794	4	22,116	10,902	446	306	140	4,943
09	79,285	32,991	26,666	232	1,517	4,576	40,804	6,610	4	23,281	10,909	433	299	134	5,057
10	79,567	33,023	26,695	234	1,522	4,572	41,035	6,663	4	23,292	11,076	433	299	134	5,076
11	79,804	32,058	24,970	256	1,377	5,455	42,266	6,420	4	25,104	10,738	422	301	121	5,058
12	79,058	32,022	24,934	256	1,378	5,454	41,568	6,413	4	24,562	10,589	421	300	121	5,047
13	79,774	31,608	24,167	272	1,285	5,884	42,622	6,346	4	25,754	10,518	420	300	120	5,124
14	81,033	31,190	23,474	254	1,244	6,218	44,195	6,310	4	27,398	10,483	410	295	115	5,238
15	81,908	30,644	22,660	258	1,226	6,500	45,604	6,135	4	29,037	10,428	417	299	118	5,243
16	81,909	29,813	21,732	284	1,163	6,634	46,460	6,047	5	30,058	10,350	418	295	123	5,218
17	81,879	29,125	20,807	299	1,099	6,920	47,055	5,996	6	30,806	10,247	457	299	158	5,242
18	81,680	28,337	19,852	301	1,092	7,092	47,647	5,984	6	31,401	10,256	453	292	161	5,243
19	82,118	27,804	19,098	312	1,072	7,322	48,549	5,920	7	32,194	10,428	454	294	160	5,311

表 5 公共交通機関利用者数 (1/2)

l [,	小田急電釣	失小田原線				東東	京急行電鉛	共田園都市	線		京王電鉄	相模原線	JR	東日本横	浜線
	鶴	Ш	玉川学	学園前	町	H	つく	し野	すずか	け台	南町 グランベリ		多周	建境	成瀬	町田	相原
	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	乗車	乗車
年度/単位	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
2000	11,238	10,934	8,481	8,181	51,064	50,152	2,475	2,437	2,190	2,242	3,990	3,125	1,021	1,147	6,904	36,720	3,901
01	11,337	11,095	8,446	8,206	51,553	50,528	2,422	2,437	2,171	2,149	3,988	3,955	1,305	1,434	6,936	37,315	3,916
02	11,477	11,212	8,392	8,171	51,435	50,583	2,429	2,324	2,169	2,159	4,187	4,231	1,530	1,641	6,970	37,555	3,911
03	11,796	11,531	8,429	8,279	52,090	51,405	2,463	2,382	2,207	2,190	4,559	4,636	1,887	1,998	7,012	38,770	3,904
04	12,003	11,677	8,402	8,496	51,635	50,852	2,415	2,321	2,218	2,160	4,852	4,930	2,115	2,223	6,981	38,264	3,842
05	12,311	12,015	8,458	8,582	51,727	50,941	2,398	2,340	2,178	2,133	5,113	5,096	2,572	2,711	6,999	38,125	3,801
06	12,710	12,396	8,580	8,710	51,936	51,167	2,398	2,340	2,154	2,110	5,573	5,567	2,727	2,905	7,060	38,170	3,751
07	13,138	12,860	8,813	8,923	52,956	52,560	2,407	2,336	2,180	2,119	5,732	5,688	2,921	2,968	7,098	38,680	3,771
08	12,720	12,499	8,916	9,016	53,375	53,189	2,351	2,296	2,142	2,101	5,802	5,803	2,977	3,002	7,091	39,498	3,710
09	12,633	12,444	8,959	9,052	52,931	52,781	2,284	2,251	2,128	2,100	5,739	5,761	3,010	3,024	7,053	39,347	3,686
10	12,515	12,373	8,895	8,976	53,079	52,999	2,255	2,223	2,118	2,096	5,749	5,771	3,105	3,110	7,010	39,813	3,727
11	12,366	12,231	8,827	8,928	52,893	52,839	2,221	2,194	2,118	2,093	5,822	5,854	3,110	3,110	6,905	39,909	3,696
12	12,510	12,377	8,894	9,012	53,227	53,236	2,212	2,189	2,111	2,090	5,975	6,007	3,184	3,176	6,975	40,459	3,721
13	12,757	12,614	8,962	9,063	53,420	53,445	2,270	2,250	2,168	2,148	6,184	6,226	3,341	3,339	7,069	40,493	3,803
14	12,512	12,439	8,687	8,777	52,697	52,792	2,205	2,196	2,098	2,076	6,130	6,162	3,429	3,423	6,957	40,231	3,702
15	12,704	12,646	8,781	8,860	53,364	53,476	2,227	2,215	2,106	2,080	6,216	6,239	3,575	3,565	7,020	40,938	3,767
16	12,645	12,614	8,758	8,841	53,217	53,291	2,231	2,218	2,101	2,077	6,245	6,277	3,664	3,651	6,920	41,043	3,873
17	12,637	12,600	8,773	8,858	53,354	53,437	2,187	2,176	2,132	2,112	5,373	5,363	3,710	3,697	6,986	41,139	3,886
18	12,657	12,616	8,714	8,803	53,559	53,595	2,159	2,148	2,140	2,126	5,519	5,507	3,728	3,716	7,001	41,077	3,875
19	12,635	12,616	8,484	8,565	52,929	52,999	2,117	2,108	2,138	2,116	7,327	7,344	3,722	3,708	6,970	40,478	3,798

出典:町田市統計書

表 5 公共交通機関利用者数 (2/2)

	神奈川中			シバス 未)	合	計
	輸送 人員数	延 キロ数	輸送 人員数	延 キロ数	輸送 人員数	延 キロ数
年度/単位	千人	千km	千人	千km	千人	千km
2000	-	-	-	-	37,782	11,327
01	-	-	-	-	37,218	11,275
02	-	-	-	-	-	-
03	-	-	-	-	-	-
04	35,108	10,810	2,519	900	37,627	11,710
05	35,645	10,718	3,252	982	38,897	11,700
06	34,944	10,738	3,206	982	38,150	11,720
07	35,536	10,793	3,135	982	38,671	11,775
08	35,126	10,758	3,103	982	38,229	11,740
09	34,244	10,766	3,142	982	37,386	11,748
10	33,663	10,669	3,141	982	36,804	11,651
11	33,637	10,786	3,432	982	37,069	11,768
12	33,795	10,620	3,541	982	37,336	11,602
13	34,650	10,504	3,575	982	38,225	11,486
14	33,772	10,427	3,691	982	37,463	11,409
15	33,708	10,054	3,766	982	37,474	11,036
16	34,543	10,240	3,880	982	38,423	11,222
17	36,149	9,677	2,928	982	39,077	10,659
18	36,117	9,647	1,859	691	37,976	10,338
19	35,399	9,520	1,856	680	37,255	10,200

出典:町田市統計書

町田市の地目別土地利用面積と緑地・面積の推移 1.4.

表 6 地目別土地利用面積

	市域面積	宅地	田	畑	山林	雑種地	その他	構成比	宅地	田	畑	山林	雑種地	その他	自然的 土地利用
年度/単位	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	%	%	%	%	%	%	%	%
2000	7,162	2,633	121	785	1,067	426	2,130	100.0	36.8	1.7	11.0	14.9	5.9	29.7	27.5
01	7,162	2,652	120	771	1,065	419	2,135	100.0	37.0	1.7	10.8	14.9	5.9	29.8	27.3
02	7,162	2,678	112	748	1,036	416	2,172	100.0	37.4	1.6	10.4	14.5	5.8	30.3	26.5
03	7,162	2,706	105	739	1,042	413	2,157	100.0	37.8	1.5	10.3	14.5	5.8	30.1	26.3
04	7,162	2,809	101	718	930	395	2,209	100.0	39.2	1.4	10.0	13.0	5.5	30.8	24.4
05	7,163	2,862	98	703	909	389	2,202	100.0	40.0	1.4	9.8	12.7	5.4	30.7	23.9
06	7,163	2,895	95	688	891	379	2,215	100.0	40.4	1.3	9.6	12.4	5.3	30.9	23.4
07	7,163	2,915	91	673	884	378	2,222	100.0	40.7	1.3	9.4	12.3	5.3	31.0	23.0
08	7,163	2,933	89	664	872	371	2,234	100.0	40.9	1.2	9.3	12.2	5.2	31.2	22.7
09	7,162	2,941	87	656	869	372	2,237	100.0	41.1	1.2	9.2	12.1	5.2	31.2	22.5
10	7,163	2,952	86	649	861	374	2,241	100.0	41.2	1.2	9.1	12.0	5.2	31.3	22.3
11	7,163	2,963	84	640	858	374	2,244	100.0	41.4	1.2	8.9	12.0	5.2	31.3	22.1
12	7,164	2,971	83	631	850	377	2,252	100.0	41.5	1.2	8.8	11.9	5.3	31.4	21.8
13	7,164	2,983	83	618	846	378	2,256	100.0	41.6	1.2	8.6	11.8	5.3	31.5	21.6
14	7,164	2,993	82	609	849	381	2,250	100.0	41.8	1.1	8.5	11.9	5.3	31.4	21.5
15	7,164	3,005	80	599	851	380	1,479	100.0	41.9	1.1	8.4	11.9	5.3	20.6	21.4
16	7,180	3,016	80	591	847	381	1,484	100.0	42.0	1.1	8.2	11.8	5.3	20.7	21.1
17	7,155	3,029	80	581	843	382	1,487	100.0	42.3	1.1	8.1	11.8	5.3	20.8	21.0
18	7,155	3,044	78	573	839	382	1,491	100.0	42.5	1.1	8.0	11.7	5.3	20.8	20.8
19	7,155	3,052	78	565	839	381	1,494	100.0	42.7	1.1	7.9	11.7	5.3	20.9	20.7

出典: 固定資産税概要調書より作成 2015年度より集計方法の変更により、各地目面積の合計は市域面積と異なる。

表 7 緑地面積

	総緑地面積	公園緑地等の 都市施設とす る緑地	制度上安定し た緑地	社会通念上安 定した緑地	市域面積 に対する 緑地面積 割合
年度/単位	ha	ha	ha	ha	%
2008	2,051.36	727.02	864.66	459.68	28.6
09	2,048.58	726.59	862.31	459.68	28.6
10	2,046.75	726.51	860.56	459.68	28.6
11	2,058.19	743.70	854.81	459.68	28.7
12	2,059.11	746.24	853.19	459.68	28.8
13	2,051.75	746.11	845.96	459.68	28.7
14	2,058.88	745.26	839.19	474.43	28.8
15	2,050.47	742.40	833.64	474.43	28.6
16	2,055.06	741.70	826.04	487.32	28.7
17	2,063.60	751.38	824.90	487.32	28.8
18	2,054.53	784.07	783.14	487.32	28.7
19	2,052.88	789.20	776.36	487.32	28.7

出典: 町田市公園緑地課資料

1.5. 町田市のごみと資源量の推移

(1)ごみ排出量の推移

表 8 ごみ排出量(1/2)

	排出量総量												
項目	#田里総里 (ごみ・資源 回収量)	収集・持ち込 み量総量	ごみ量	家庭排出ごみ	可燃	不燃	粗大	有害	土砂・瓦礫	持ち込みごみ	許可業者(事業系一般廃棄物)	公共・一般持ち込み	大口
計算式	+	=A+B	A=a+b	a= + + + +						b= + +			
年度/単位	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
2000	150,819	139,367	117,887	83,084	73,507	7,324	1,934	243	76	34,803	25,811	8,986	6
01	152,742	141,288	121,154	84,118	75,421	7,131	1,303	233	30	37,036	26,836	9,507	693
02	153,726	142,617	122,448	86,685	77,516	7,706	1,233	230	0	35,763	25,931	9,077	755
03	156,480	145,131	125,298	89,086	79,685	7,953	1,186	262	0	36,212	26,808	8,649	755
04	154,380	142,868	123,153	88,085	78,622	8,046	1,165	252	0	35,068	26,147	8,146	775
05	156,400	144,166	122,142	84,473	73,073	9,810	1,333	257	0	37,669	28,015	8,773	881
06	143,772	131,957	109,642	73,720	65,568	6,444	1,471	237	0	35,922	27,122	7,939	861
07	139,432	127,445	105,958	73,034	65,501	5,803	1,484	246	0	32,924	25,651	6,551	722
0.8	136,035	124,481	103,650	72,589	65,165	5,788	1,390	246	0	31,061	23,958	6,409	694
09	130,558	119,068	99,152	72,029	64,549	5,845	1,369	266	0	27,123	20,532	5,902	689
10	129,948	118,593	99,105	71,994	63,995	6,519	1,221	259	0	27,111	21,636	4,814	661
11	130,821	118,605	100,376	72,964	64,794	6,772	1,241	157	0	27,412	22,259	5,153	-
12	129,081	117,344	100,198	72,350	64,402	6,566	1,241	141	0	27,848	23,064	4,784	-
13	129,280	117,462	99,438	71,809	63,889	6,490	1,277	153	0	27,629	23,020	4,609	-
14	127,587	115,995	98,671	71,780	64,035	6,303	1,290	152	0	26,891	22,962	3,929	
15	125,988	114,316	97,553	71,894	64,236	6,220	1,277	161	0	25,659	21,937	3,722	-
16	123,121	111,549	94,880	71,040	63,553	6,009	1,337	141	0	23,840	20,995	2,845	
17	120,540	109,156	92,894	71,104	63,282	6,304	1,374	144	0	21,790	19,645	2,145	-
18	118,542	107,600	91,789	71,088	62,692	6,771	1,476	149	0	20,701	18,831	1,870	-
19	120,594	109,902	94,309	72,592	63,664	7,209	1,586	133	0	21,717	19,315	2,402	

出典:町田市清掃事業概要(各年度3月末現在)

表 8 ごみ排出量(2/2)

項目	資源回収量	家庭排出資源	ピン	カン	古紙・古着	拠点回収	集積所ペット ボトル	実験プラス チック	容器包装プラスチック	持ち込み リサイクル 広場まちだ	剪定枝	地域資源化回 収量
計算式	B=c+d+e	C= + + + +								d	е	
年度/単位	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
1999	20,949	17,821	4,000	1,627	11,796	238	-	160	-	-	3,128	10,366
2000	21,480	18,579	3,798	1,691	12,617	299	-	174	-	-	2,901	11,452
01	20,134	18,635	3,675	1,553	12,927	317	-	163	-	-	1,499	11,454
02	20,169	18,533	3,675	1,588	12,770	340	-	160	-	-	1,636	11,109
03	19,833	18,434	3,626	1,460	12,904	362	-	82	-	-	1,399	11,349
04	19,715	18,477	3,487	1,426	13,164	400	-	0	-	-	1,238	11,512
0.5	22,024	20,883	3,526	1,386	109,902	423	218	0	-	-	1,141	12,234
06	22,315	21,166	3,400	1,320	15,511	400	535	0	-	-	1,149	11,815
07	21,487	20,285	3,316	1,238	14,762	430	539	-	-	-	1,202	11,987
08	20,831	18,750	3,266	1,198	13,337	407	542	-	-	-	2,081	11,554
09	19,916	17,763	3,257	1,153	12,437	372	544	-	-	-	2,153	11,490
10	19,488	17,455	3,213	1,153	12,139	416	534	-	-	-	2,033	11,355
11	18,229	16,413	3,103	1,186	11,108	355	695	-	-	-	1,808	12,216
12	17,146	15,403	3,045	1,177	10,176	355	650	-	-	-	1,743	11,737
13	18,024	16,286	3,088	1,140	11,057	362	639	-	-	94	1,644	11,818
14	17,324	15,390	3,033	1,121	10,259	343	634	-	-	108	1,826	11,592
15	16,763	14,897	3,043	1,013	9,803	343	644	-	51	112	1,754	11,672
16	16,669	14,880	2,959	1,008	9,470	342	668	-	433	115	1,674	11,572
17	16,262	14,485	2,900	951	9,180	341	698	-	415	100	1,677	11,384
18	15,811	14,045	2,764	921	8,834	339	749	-	438	99	1,667	10,942
19	15,593	13,919	2,721	933	8,780	317	760	-	408	107	1,567	10,692

出典:町田市清掃事業概要(各年度3月末現在)

(2)資源化(リサイクル)率の変化・資源量

表 9 資源化(リサイクル)率

項目	総資源化 量	ごみ資源 化量	施設内回 収量	金属類	古紙類	粗大プラ スチック	その他 (v が が 戻) (x ・ 廃)	再利用品	資源分別 収集	と	カン	古紙・ 古着	ベットボ トル	拠点回収 (トレイ 他)	容器包装 プラス チック	剪定枝		地域資源 化回収量	資源化率 (総資源 化量/排 出量総 量)	多摩地区 リサイク ル率 (平均)
計算式	=A+B	A=a+b+c +d+e	a= + + +					b	C= + + + + +							d	е	В	÷(表8の+)	-
年度/単位	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t		t	t	t	%	%
2000	37,246	25,794	4,230	3,363	242	59	566	192	18,471	3,798	1,795	12,579	-	299	-	2,901	-	11,452	24.81	24.7
01	34,933	23,479	3,498	3,109	235	58	96	222	18,260	3,631	1,652	12,660	-	317	-	1,499	-	11,454	22.98	25.4
02	34,556	23,447	3,378	3,003	227	48	100	191	18,242	3,653	1,682	12,590	-	317	-	1,636	-	11,109	22.58	25.9
03	34,529	23,180	3,476	3,183	189	41	63	184	18,121	3,583	1,574	12,602	-	362	-	1,399	-	11,349	22.15	26.2
04	34,489	22,977	3,316	3,046	186	54	30	155	18,268	3,432	1,538	12,898	-	400	-	1,238	-	11,512	22.37	27.7
0.5	38,132	25,898	3,945	3,665	169	78	33	153	20,659	3,508	1,495	15,031	202	423	-	1,141	-	12,234	24.42	29.4
06	37,015	25,200	2,996	2,682	183	95	36	151	20,904	3,389	1,403	15,211	501	400	-	1,149	-	11,815	32.00	35.3
07	45,987	34,000	2,923	2,636	141	110	36	124	20,030	3,298	1,320	14,470	512	430	-	1,202	9,721	11,987	33.00	36.7
0.8	44,308	32,754	2,934	2,645	145	112	32	117	18,804	3,266	1,286	13,342	518	392	-	2,081	8,818	11,554	32.60	36.7
09	42,867	31,377	2,775	2,489	137	118	31	127	17,822	3,257	1,243	12,429	521	372	-	2,153	8,500	11,490	32.80	36.9
10	42,477	31,122	3,063	2,604	127	136	196	123	17,511	3,213	1,237	12,133	512	416	-	2,033	8,392	11,355	32.68	37.6
11	42,278	30,062	3,283	2,642	133	150	358	135	16,382	3,103	1,186	11,100	675	318	-	1,562	8,700	12,216	32.30	37.9
12	41,206	29,469	3,515	2,825	169	171	350	151	15,372	3,045	1,177	10,178	628	344	-	1,743	8,688	11,737	31.92	37.6
13	42,045	30,227	3,514	2,548	166	216	584	134	16,352	3,088	1,140	11,067	614	443	-	1,644	8,583	11,818	32.52	37.5
14	40,843	29,251	3,328	2,409	147	201	571	150	15,471	3,033	1,121	10,271	609	437	-	1,826	8,476	11,592	32.01	37.5
15	40,720	29,048	3,846	2,556	117	191	982	141	14,928	3,043	1,013	9,813	618	441	51	1,754	8,379	11,672	32.32	37.5
16	40,106	28,534	3,758	2,553	57	146	1,002	122	14,966	2,959	1,008	9,483	641	442	433	1,674	8,014	11,572	32.57	37.6
17	38,904	27,520	3,427	2,411	16	104	896	67	14,552	2,900	951	9,188	670	428	415	1,677	7,797	11,384	32.27	37.4
18	37,854	26,912	3,423	2,437	15	100	871	74	14,102	2,764	921	8,838	718	423	438	1,667	7,646	10,942	31.93	37.3
19	37,664	26,972	3,603	2,611	14	112	866	74	13,984	2,721	933	8,785	728	409	408	1,567	7,744	10,692	31.20	36.9

出典:町田市清掃事業概要(各年度3月末現在)、多摩地域ごみ実態調査

1.6. 町田市の大気環境

(1)二酸化硫黄(SO₂)・二酸化窒素(NO₂)・ 浮遊粒子状物質(SPM)・光化学スモッグ・

表 10 測定した大気質および光化学スモッグ 注意報発令回数

		比硫黄 O₂)		七窒素 O ₂)		子状物質 PM)	光化学
	町田市 平均 ^(注1)	東京都平均	町田市 平均 ^(注1)	東京都平均	町田市 平均 ^(注1)	東京都平均	スモッグ 注意報 発令回数
年度/単位	ppm	ppm	ppm	ppm	mg/m ³	mg/m³	回
2000	0.002	-	0.025	-	0.040	-	11
01	0.003	0.002	0.026	0.023	0.039	0.025	11
02	0.002	0.002	0.024	0.023	0.037	0.025	10
03	0.001	0.002	0.023	0.023	0.037	0.025	4
04	0.002	0.002	0.022	0.023	0.031	0.025	12
05	0.001	0.002	0.021	0.023	0.031	0.025	10
06	0.001	0.002	0.020	0.023	0.033	0.025	14
07	0.001	0.002	0.019	0.023	0.024	0.025	15
08	0.001	0.002	0.018	0.021	0.023	0.024	11
09	0.001	0.002	0.018	0.021	0.020	0.023	2
10	0.001	0.002	0.017	0.020	0.020	0.021	9
11	0.002	0.002	0.016	0.019	0.020	0.021	3
12	0.001	0.002	0.015	0.018	0.019	0.020	2
13	0.002	0.002	0.014	0.018	0.020	0.021	9
14	0.002	0.002	0.014	0.017	0.020	0.017	4
15	0.002	0.002	0.013	0.017	0.018	0.019	4
16	0.001	0.002	0.012	0.016	0.016	0.017	2
17	0.001	0.001	0.012	0.016	0.015	0.017	0
18	0.001	0.001	0.011	0.015	0.016	0.018	2
19	0.001	0.001	0.010	0.014	0.014	0.016	1

注1:平均値は時間値の年平均値を示す。測定地点は2012年度に中町から金森に移転。

出典:東京都大気汚染常時測定結果報告及び東京都ホームページ

1.7. 町田市の水環境

(1)生物化学的酸素要求量(BOD)・浮遊物質(SS)・溶存酸素(DO)・の変化

表 11 境川・恩田川・鶴見川の生物化学的 表 12 境川・恩田川・鶴見川の浮遊物質 (SS) 酸素要求量 (BOD)

	境川		鶴見川	環境	基準・
	(鶴間一 号橋)	恩田川 (都橋)	(麻生 橋)	恩田川	境川、鶴見川
年度/単位	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
2000	4.3	2.5	5.5	5	8
01	5.1	2.2	5.3	5	8
02	2.5	1.1	2.8	5	8
03	3.6	1.4	2.6	5	8
04	2.8	1.9	2.0	5	8
05	2.8	1.3	8.8	5	8
06	1.5	1.0	11.0	5	8
07	2.6	1.5	11.0	5	8
08	2.4	2.4	7.6	5	8
09	1.8	1.4	2.9	5	8
10	2.5	2.8	4.2	5	8
11	2.0	1.1	4.5	5	8
12	1.9	1.3	4.2	5	8
13	1.6	1.9	8.4	5	8
14	1.4	1.7	7.1	5	8
15	1.6	1.1	3.6	5	8
16	1.5	1.4	6.0	5	8
17	1.2	1.4	5.4	2	8
18	1.0	1.1	6.1	2	8
19	1.3	1.5	4.8	2	8

出典:町田市環境保全課資料(年度/5%値	.)
----------------------	-----

	境川		鶴見川	環境	基準
	(鶴間一号橋)	恩田川 (都橋)	(麻生 橋)	恩田川	境川、鶴見川
年度/単位	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
2000	4.0	2.0	7.0	50	100
01	5.0	3.0	7.0	50	100
02	3.0	2.1	5.5	50	100
03	3.3	2.8	4.8	50	100
04	5.0	4.0	4.0	50	100
05	5.0	3.0	4.0	50	100
06	3.0	2.0	3.0	50	100
07	3.0	2.0	3.0	50	100
08	2.0	2.0	5.0	50	100
09	2.0	1.0	3.0	50	100
10	3.0	3.0	3.0	50	100
11	2.0	2.0	4.0	50	100
12	3.0	2.0	4.0	50	100
13	2.0	2.0	2.0	50	100
14	2.0	2.0	2.0	50	100
15	3.0	2.0	4.0	50	100
16	2.0	2.0	3.0	50	100
17	3.0	2.0	3.0	25	100
18	2.0	2.0	4.0	25	100
19	1.0	1.0	1.0	25	100

出典:町田市環境保全課資料(年度平均値)

表 13 境川・恩田川・鶴見川の溶存酸素 (DO)

	境川	æ.m.u.	鶴見川	環境	基準
	(鶴間一号橋)	恩田川 (都橋)	(麻生 橋)	恩田川	境川、鶴見川
年度/単位	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
2000	9.7	12.2	11.3	5	2
01	9.8	12.4	10.9	5	2
02	9.1	12.0	10.7	5	2
03	9.6	11.5	10.9	5	2
04	9.7	12.0	12.3	5	2
05	10.3	12.6	10.3	5	2
06	9.6	11.6	9.8	5	2
07	10.4	11.3	9.4	5	
08	10.8	11.8	10.2	5	2
09	10.2	11.3	10.0	5	2
10	10.5	11.8	9.9	5	2
11	10.6	11.7	9.3	5	2
12	10.7	11.5	8.7	5	2
13	11.6	12.0	10.2	5	2
14	11.0	11.9	10.2	5	2
15	10.8	11.7	9.2	5	2
16	10.8	11.8	9.3	5	2
17	10.7	11.4	9.5	7.5	2
18	10.6	12.1	10.2	7.5	2
19	11.0	11.6	9.6	7.5	2

出典:町田市環境保全課資料(年度平均値)

(2)下水道普及率の変化

表 14 市内の下水道普及率

	人口普及率	面積普及率
年度/単位	%	%
2000	77.5	47.1
01	79.3	50.6
02	80.7	53.0
03	81.9	55.3
04	82.4	56.4
05	82.6	57.3
06	83.2	58.3
07	84.4	60.0
08	92.9	60.9
09	94.2	63.2
10	95.7	65.4
11	97.1	66.8
12	97.6	67.6
13	98.2	68.2
14	98.4	68.3
15	98.5	68.5
16	98.6	68.5
17	98.7	69.4
18	98.8	69.9
19	98.8	70.1

出典:町田市下水道整備課資料

町田市の騒音 1.8.

表 15 道路騒音(2019年度面的評価*による環境基準*の達成状況)

		面	的評価(全值	本)
調査対象道路 (2019年度調査)	時間帯	環境基準 非達成 戸数	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率
		戸	戸	%
一般国道16号	昼間	0	410	100.0
(鶴間)	夜間	0	410	100.0
一般国道16号	昼間	31	256	89.2
(相原町)	夜間	43	244	85.0
町田調布線	昼間	2	827	99.8
四面和称	夜間	0	829	100.0
八王子町田線	昼間	0	1,352	100.0
八工丁町田級	夜間	0	1,352	100.0
相模原町田線	昼間	0	991	100.0
101天/京町 田林	夜間	3	988	99.7
相模原大蔵町線	昼間	0	853	100.0
(図師町)	夜間	0	853	100.0
相模原大蔵町線	昼間	0	262	100.0
(忠生3丁目)	夜間	6	256	97.7
全体	昼間	33	4,951	99.3
主件	夜間	52	4,932	99.0

出典:町田市環境保全課資料

表 16 航空機騒音(直近3年度分)

		測空口粉		騒音発	生回数(回) 1		最大騒音	Lde	n ²			
測定者	測定場所	年度	測定日数 (日)	70~79 dB	80~89 dB	90~99 dB	100 dB以上	合計	レベル (dB)	測定結果 (年平均値)	環境基準		
		2017	365	1,760	506	99	15	2,380	106.4	53			
	本町田東小学校	2018	365	1,049	87	6	0	1,142	95.1	42	57以下		
		2019	366	1,058	69	1	0	1,128	90.6	41			
		2017	360	3,129	323	8	1	3,461	100.9	49			
	小山小学校	2018	361	3,024	174	3	0	3,201	97.6	48	指定なし		
		2019	366	3,293	148	6	0	3,447	99.4	48			
		2017	362	2,257	463	124	17	2,861	105.0	54			
町田市	町田第五小学校	2018	365	1,578	168	5	2	1,753	104.7	45	57以下		
		2019	366	1,471	209	0	0	1,680	89.0	45			
		2017	365	1,339	628	98	0	2,065	99.3	51			
	忠生第三小学校	2018	357	723	55	16	0	794	94.2	42	57以下		
		2019	366	849	43	18	0	910	96.6	43			
		2017	363	1,232	736	22	0	1,990	99.3	49			
	南中学校		南中学校 2	2018	360	538	72	5	0	615	99.5	41	57以下
		2019	366	449	39	1	0	489	91.0	39			

1 騒音発生回数は、70dB(デシベル)以上の騒音が5秒以上継続した回数です。

・ 電音は上ばれば、1985(ソ マル)のエロガンや大座域 じたロ スとす。 2 L de n は2013年4月から航空機騒音に係る環境基準の評価指標として採用されており、単位はdB(デシベル)で表します。 夕方・夜間など静かな時間帯に重み付けをおこない算出しています。 出典:町田市環境保全課資料

2.2020年度エコ(環境)に関する市民アンケート調査結果

町田市民を対象に実施した環境に関するアンケート調査の結果です。

2.1. 調査の概要

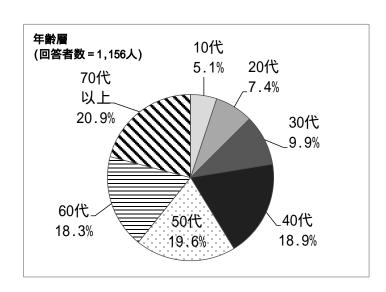
<アンケート調査概要>

	· · · · ·
調査地域	町田市全域
調査対象	満 15 歳から 80 歳までの町田市在住者
調査方法	郵送による配布、回収
抽出方法	住民基本台帳(2020年4月現在)より無作為抽出
配布数	3,000 部
回収数	1,156 部(38.5%)
調査期間	2020年4月24日から5月15日

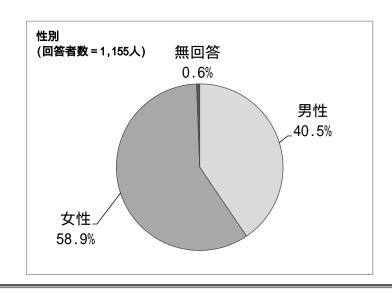
2.2. 調査結果

(1)回答者の属性

回答者の年代

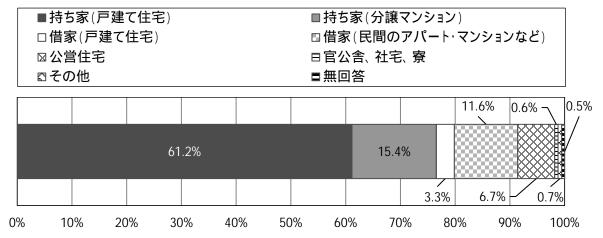


性別



回答者の住宅状況

(回答者数 = 1,156 人)



【主なその他の回答】

・親、家族の持ち家(4件)

など

回答者の居住地 < 回答者の居住地一覧(五十音順) >

No.	住所	回答数
1	相原町	42
2	旭町	10
3	大蔵町	29
4	小川	40
5	小野路町	8
6	小山ヶ丘	37
7	小山田桜台	13
8	小山町	44
9	金井	28
10	金井町	32
11	金森	34
12	金森東	20
13	上小山田町	15
14	木曽西	28
15	木曽東	30
16	木曽町	2
	高ヶ坂	19
18	下小山田町	8

No.	住所	回答数
19	真光寺	14
20	真光寺町	0
21	図師町	20
22	忠生	11
23	玉川学園	44
24	つくし野	25
25	鶴川	36
26	鶴間	26
27	常盤町	14
28	中町	31
29	成瀬	25
30	成瀬が丘	17
31	成瀬台	23
	西成瀬	25
33	根岸	7
	根岸町	4
	能ヶ谷	35
36	野津田町	24

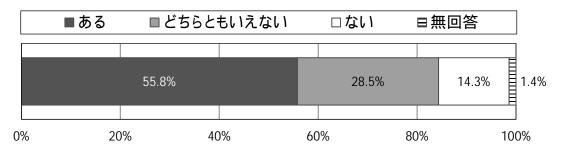
No.	住所	回答数
37	原町田	36
38	東玉川学園	10
39	広袴	13
40	広袴町	4
41	本町田	63
42	南大谷	32
43	南つくし野	12
44	南成瀬	29
45	南町田	28
46	三輪町	20
47	三輪緑山	12
48	森野	21
49	薬師台	7
50	矢部町	3
51	山崎	1
52	山崎町	39
	無回答	6
合計		1156

(2)環境や環境問題について

1)町田市の気候について

あなたは、町田市の気候が以前と比べて変わってきていると感じたことがありますか (1つ)。

(回答者数 = 1,156 人)



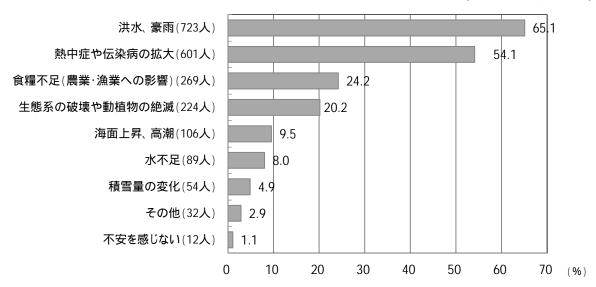
【結果の整理】

55.8%の市民が「変わってきている」と感じています。一方、28.5%の市民が「どちらともいえない」、14.3%の市民が「変わっていない」と感じています。

2)地球温暖化について

地球温暖化などの環境問題を原因とする異常気象の影響で、あなたが不安に感じることは何ですか(2つまで)。

(回答者数 = 1,111 人)



【主なその他意見】

気温の上昇(8件)

- ・突風、竜巻、それによる家屋の倒壊(8件)
- ・ゲリラ豪雨、台風の強大化(5件)など

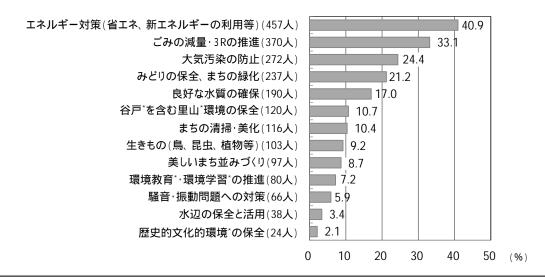
【結果の整理】

65.1%の市民が「洪水・豪雨」に不安を感じています。次いで、「熱中症や伝染病の拡大」(54.1%)、「食糧不足」(24.2%)、「生態系の破壊や動植物の絶滅」(20.2%)が多く選ばれています。

3)環境に関する取り組みについて

環境に関する取り組みで、あなたが特に関心がある分野は何ですか(2つまで)。

(回答者数 = 1,117 人)



【結果の整理】

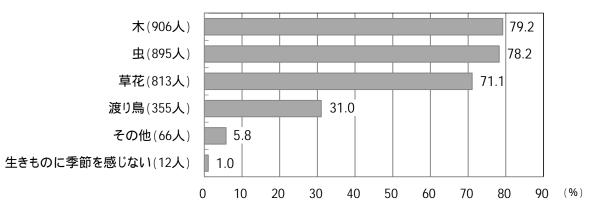
40.9%の市民が「エネルギー対策」に関心を持っています。次いで、「ごみの減量・3Rの推進」(33.1%)「大気汚染の防止」(24.4%)「みどりの保全・まちの緑化」(21.2%)「良好な水質の確保」(17.0%)が多く選ばれています。

4)町田市の生きものについて

季節を感じる生きもの

町田市内のどのような生きものに、季節を感じますか(あてはまるもの全て)。

(回答者数 = 1,144 人)



【主なその他意見】

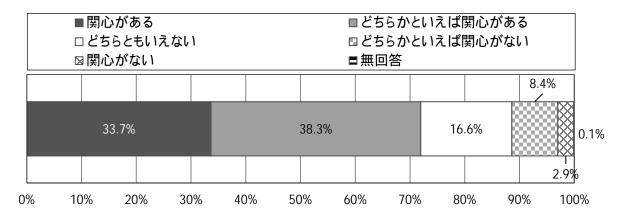
- ・ウグイスなどの鳥の鳴き声(35件)
- ・桜(6件)
- ・風、湿度や温度など気候の変化(5件)など
- ・生きもの全般(7件)
- ・自然、田畑の作物など(6件)
- ・カエル・おたまじゃくし(4件)

【結果の整理】

79.2%の市民が「木」に季節を感じています。次いで、「虫」(78.2%)「草花」(71.1%) 「渡り鳥」(31.0%)が多く選ばれています。

生きものへの関心 町田市内の生きものに関心がありますか(1つ)。

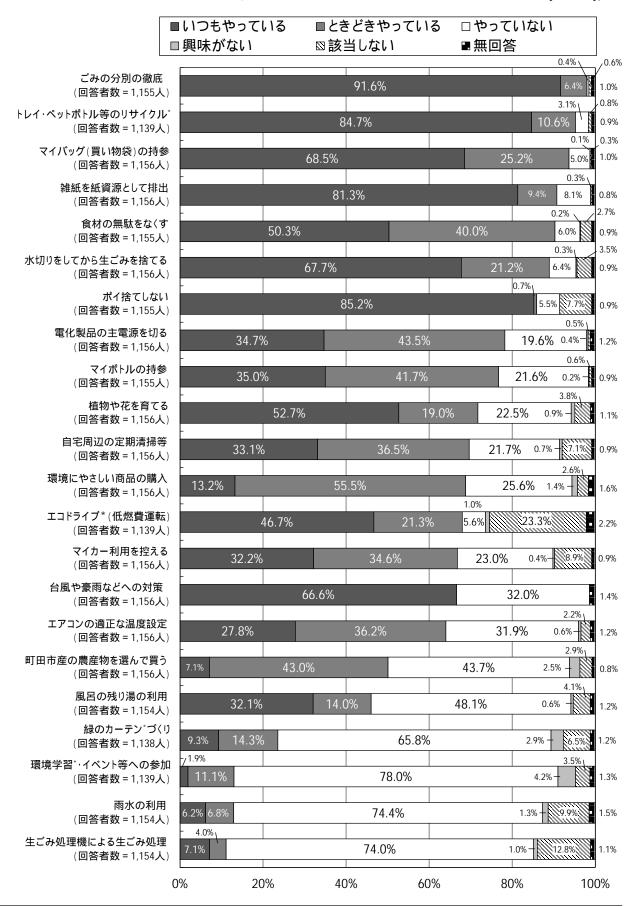
(回答者数 = 1,156 人)



【結果の整理】

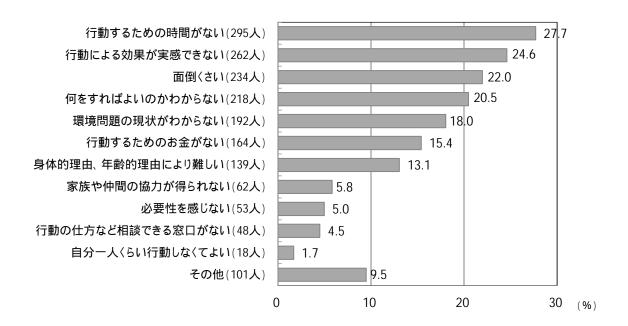
72.0%の市民が「関心がある」「どちらかといえば関心がある」としています。一方、16.6%の市民が「どちらともいえない」、11.3%の市民が「関心がない」「どちらかといえば関心がない」としています。

あなたのご家庭ではどのような環境に配慮した行動を行っていますか(1つ)。



環境に配慮した行動を行う上で難しい点、十分な取り組みが行えない、あるいは 環境に配慮した行動を行わない理由は何ですか(2つまで)。

(回答者数 = 1,065 人)



【主なその他意見】

- ・自宅等の環境で実行できないことがある(16件)
- ・出来ることは実施している(16件)

など

【結果の整理】

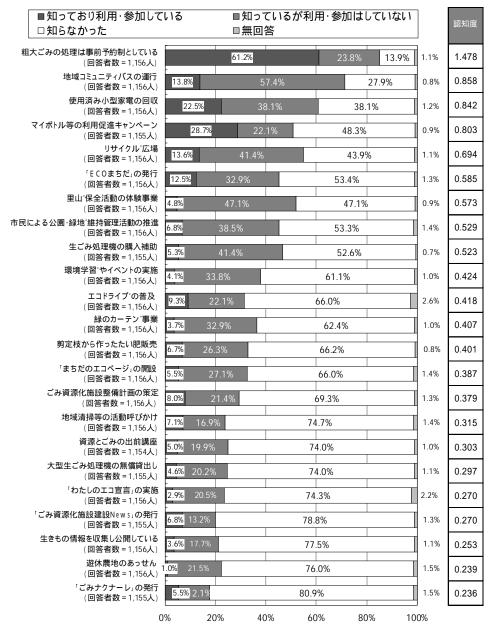
環境に配慮した行動で「いつもやっている」と「ときどきやっている」を合計した割合の高い項目は、「ごみの分別の徹底」が98.0%と最も高く、次いで、「トレイ・ペットボトル等のリサイクル」(95.3%)、「マイバッグの持参」(93.7%)でした。特に、「ごみの分別の徹底」は91.6%、「ポイ捨てしない」は85.2%、「トレイ・ペットボトルのリサイクル」は84.7%、「雑紙を紙資源として排出」は81.3%の市民が「いつもやっている」と回答しており、ごみについて市民の意識が高いことがうかがえます。

一方で、「やっていない」の割合が高い項目は、「環境学習^{*}・イベント等の参加」(78.0%)、「雨水の利用」(74.4%)、「生ごみ処理機による生ごみの処理」(74.0%)、などでした。

環境に配慮した行動を行う上で、「難しい点」「取り組みが行えない・行わない」理由として、「行動するための時間がない」(27.7%)「行動による効果が実感できない」(24.6%)が多く見られました。その他意見では、「自宅等の環境で実行できないことがある」といった意見が多く見られました。

1)取り組みの認知度

市が実施している次の取り組みについて、知っていましたか(1つ)。



認知度の算定方法

(補足)0 認知度 2 の範囲で値が大きいほど、認知度が高くなります。

【結果の整理】

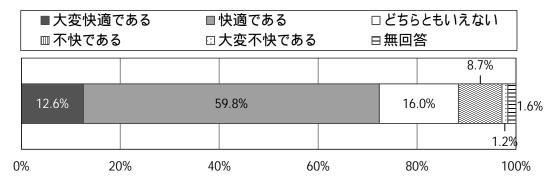
最も認知度が高い取り組みは、「粗大ごみの処理は事前予約制としている」であり、85.0%の 市民が「知っている」と回答しています。

一方、認知度が低い取り組みとしては、「『ごみナクナーレ』の発行」で80.9%の市民が知らなかったと回答しており、次いで「遊休農地のあっせん」、「生きもの情報を収集し公開している」、「『ごみ資源化施設建設 News』の発行」、「『わたしのエコ宣言』の実施」が続きます。

1)町田市の環境について

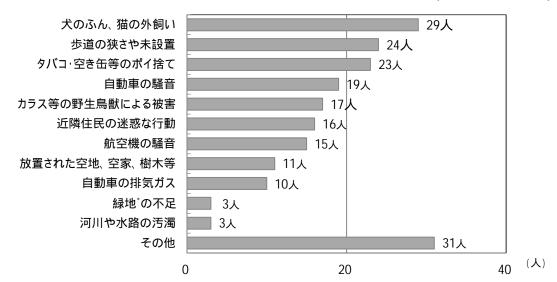
現在あなたがお住まいになっている周辺の環境は、あなたにとって快適ですか(1つ)。

(回答者数 = 1,155 人)



「不快である」「大変不快である」を選択の方、現在お住まいになっている周辺の 環境について、気になっていることは何ですか(2つまで)。

(回答者数 = 111 人)



【主なその他意見】

・蚊などの虫の発生 (3件) など

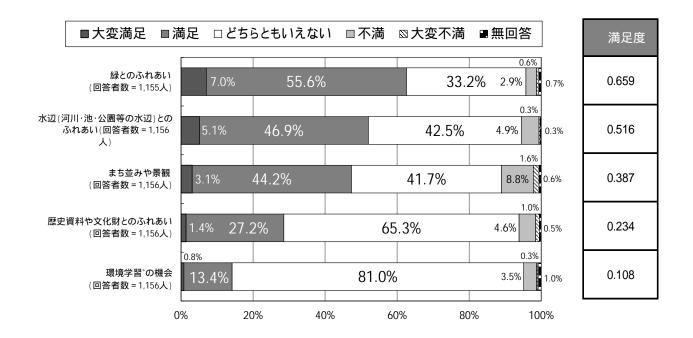
【結果の整理】

72.4%の市民が「大変快適」・「快適」とする一方、9.9%の市民が「不快」・「大変不快」としていました。「不快」・「大変不快」の理由として、最も多いのが「犬のふん、猫の外飼い」(29人)であり、次いで、「歩道の狭さや未設置」(24人)、「タバコ・空き缶等のポイ捨て」(23人)が多く選ばれています。

その他意見では、「蚊などの虫の発生」といった意見が見られました。

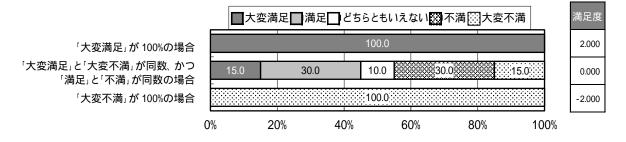
2)環境の満足度

次の環境の現状について、どのように感じていますか(1つ)。



満足度の算定方法

(補足)-2 満足度 2 の範囲で値が大きいほど、満足度が高くなります。

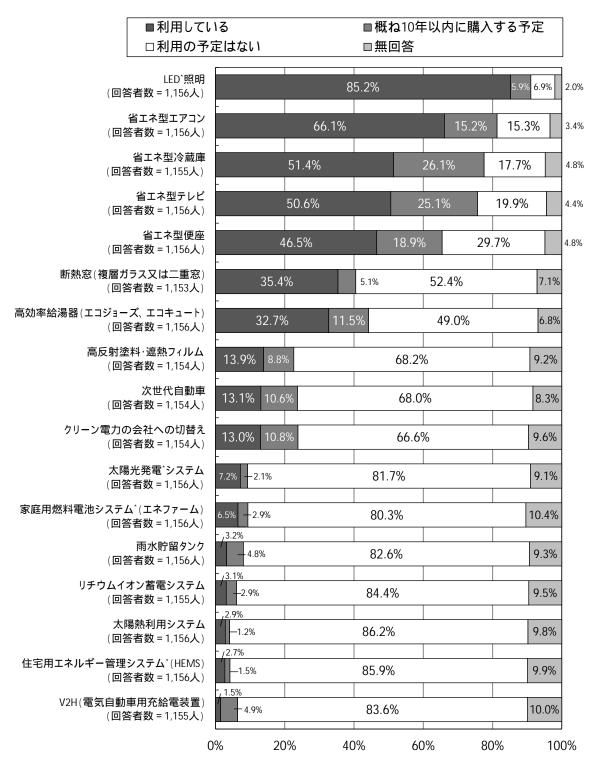


【結果の整理】

「緑とのふれあい」における満足度が最も高く、62.6%の市民が「大変満足」・「満足」と回答しています。以下、「水辺とのふれあい」が52.0%、「まち並みや景観」が47.3%、「歴史資料や文化財とのふれあい」が28.6%、「環境学習の機会」が14.2%でした。

1)省エネ・再エネ機器の利用

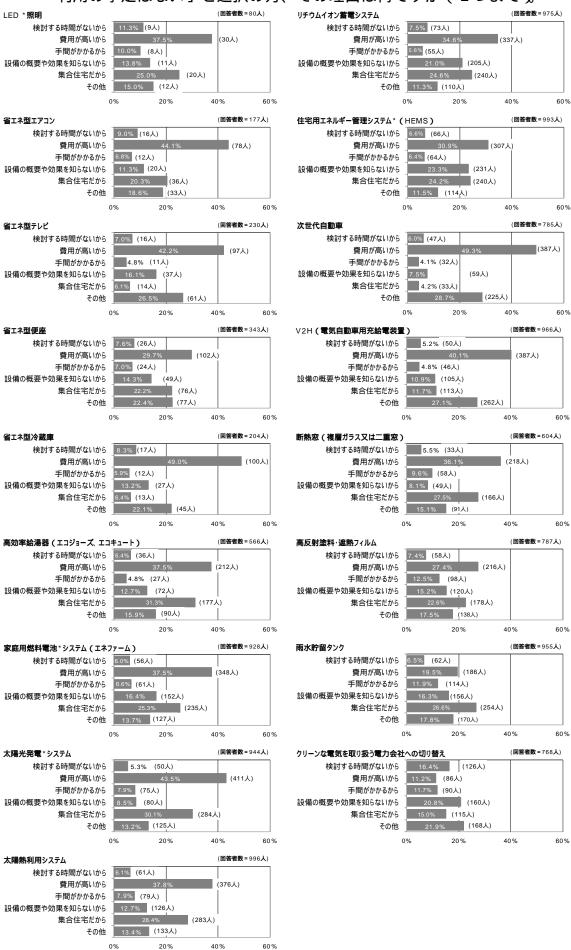
あなたのご家庭では省エネルギーや再生可能エネルギー機器などを利用していますか。もしくは今後利用する予定はありますか(1つ)。



【その他の回答】

- 断熱タイプの塗装(1件)
 - ・充電池(1件)
- ·高気密高断熱住宅(1件)

「利用の予定はない」を選択の方、その理由は何ですか(2つまで)。



【結果の整理】

「利用している」と回答した方の割合が最も高い設備は、「LED^{*}照明」(85.2%)で、次いで、「省エネ型エアコン」(66.1%)でした。一方、「利用している」と回答した方の割合が最も低い設備は、「V2H(電気自動車用充電装置)」(1.5%)で、次いで「住宅用エネルギー管理システム(HEMS)^{*}」(2.7%)でした。

また、「購入予定」と回答した方の割合が最も高い設備は、「省エネ型冷蔵庫」(26.1%)で、次いで、「省エネ型テレビ」(25.1%)でした。

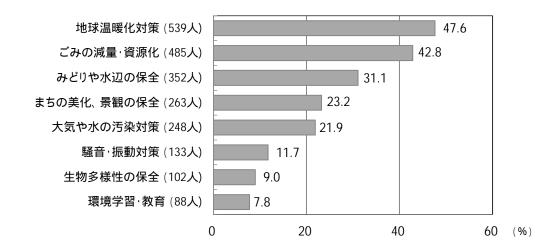
「利用の予定はない」理由をみると、17の設備中 15の設備で「費用が高いから」が最も多い理由となっていました。費用以外の理由をみると、「集合住宅だから」が 17の設備中 12の設備で 20%を超えていました。また、「リチウムイオン蓄電システム」「住宅用エネルギー管理システム (HEMS)」「クリーンな電気を取り扱う電力会社への切り替え」の3設備で「設備の概要や効果を知らないから」が20%を超えていました。

(7)市への要望

1)注力すべき取り組み

今後も力をいれていくべきだと思うものはどれですか(2つまで)。

(回答者数 = 1,132 人)

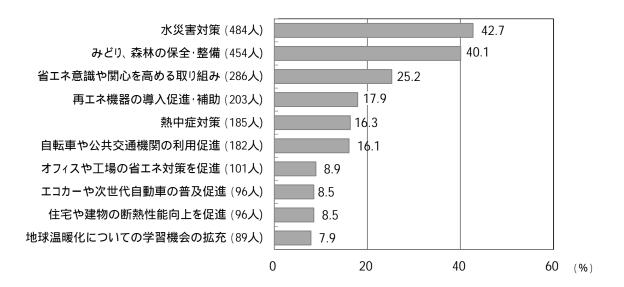


【結果の整理】

47.6%の市民が「地球温暖化対策」に力を入れるべきだと回答しています。次いで、「ごみの減量・資源化」(42.8%)「みどりや水辺の保全」(31.1%)「まちの美化、景観の保全」(23.2%)「大気や水の汚染対策」(21.9%)が多く選ばれています。

2)期待する取り組み

地球温暖化*対策として、町田市に期待する取り組みは何ですか(2つまで)。 (回答者数=1,133人)



【結果の整理】

42.7%の市民が「水災害対策」に期待すると回答しています。次いで、「みどり、森林の保全・整備」(40.1%)「省エネ意識や関心を高める取り組み」(25.2%)「再エネ機器の導入促進・補助」(17.9%)「熱中症対策」(16.3%)「自転車や公共交通機関の利用促進」(16.1%)が多く選ばれています。

3.環境マスタープラン*の目標への達成状況

環境マスタープランでは5つの基本目標と、基本目標ごとに3つの達成目標を設定しています。下記の表では、達成目標に対する進捗状況を記載しています(年度の記載がない基準年度は2010年度、目標年度は2021年度です)。

2012 年度からの 10 年間の計画である環境マスタープランは、2016 年度で前期の 5 年間 (2012 年度 ~ 2016 年度) が終了し、2017 年度からの 5 年間 (2017 年度 ~ 2021 年度) は「後期アクションプラン」の実施期間として、2021 年度の達成目標の実現を目指していきます。

基本目標1 地域で取り組む地球温暖化・の防止

~ 低炭素社会を目指すまちづくり~

基準年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	目標年度	
市民一人あれ	市民一人あたりの二酸化炭素 [*] 排出量(2010 年度、3.8 t -CO ₂ [*] /人)の 10%削減を目指します。						
3.8	3.89	3.91	3.90	3.82	集計中	3.42	
t-CO ₂ /人	t-CO ₂ /人	t -CO ₂ /人	t-CO ₂ /人	t-CO ₂ /人	未可生	t-CO ₂ /人	
再生可能工	ネルギー゛の市内	エネルギー消費	量に対する割合	🗦 0.3%(201	0 年度、0.05%	6)を目指しま	
す。 下段は、	都内における再生可	能エネルギーによる	3電力利用割合				
0.05%	0.15%	0.16%	-	-	-	0.3%	
-	11.1%	12.1%	14.1%	15.3%	集計中	30% (2030年度)	
マイカーのイ	マイカーの使用はできるだけ控え、徒歩または自転車、電車、バスを利用する市民の割合(2011 年度、						
37.1%)の 10 ポイント増の 47.1%を目指します。							
37.1% (2011 年度)	33.6%	31.2%	29.2%	26.4%	32.2%	47.1%	

市内のエネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの割合は、2016年度まで実施していた設置補助事業による導入設備を対象としていたため、事業が完了した 2017年度以降は、都内の状況(東京都環境局公表)を参考として記載します。

基本目標 2 自然環境と歴史的文化的環境・の保全

~ 水とみどりと生き物を守り育むまちづくり ~

基準年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	目標年度	
市域面積に	市域面積に占める安定的に確保された緑地*の割合(2010年度、28.9%)を 2020年度までに						
概ね 30.0%	確保することを	目指します。					
28.9%	28.6%	28.7%	28.8%	28.7%	28.7%	30.0%	
						(2020年度)	
町田市内で	の水辺(河川・河	也・公園等の水道	ワ)とのふれあい	1について満足	している市民の	の割合(2011	
年度、39.8%	6)の10ポイ	ント増の 49.8	%を目指します	け。			
39.8%	43.3%	44.3%	42.7%	46.6%	52.0%	49.8%	
(2011年度)	40.070	7 7.0 /0	T Z. 7 70	40.070	32.070	4 3.0 70	
生きものに関心のある市民の割合 40%(2013 年度、31.3%)を目指します。							
31.3%	28.1%	27.8%	37.4%	37.5%	33.7%	40.0%	
(2013年度)	20.170	27.070	07.470	07.070	00.770	4 0.0 70	

基本目標3 持続可能な循環型社会・の構築

~ ごみを減らし資源を有効活用するまちづくり ~

基準年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	目標年度	
ごみとしてタ	ごみとして処理する量(2009 年度、9 万 9 千 t)を 40%削減し、2020 年度に 6 万 t にします。						
9万9千t (2009年度)	97,553 t	94,880 t	92,894 t	91,789 t	94,309 t	60,000t (2020年度)	
		(2010年度、	842g/人・	日)を、2020	年までに 782	g/人・日に削	
減することを	<u> 目指します。</u>						
842.0 g/人・日	806.3 g/人・日	787.8 g/人・日	769.7 g/人・日	759.1 g/人・日	769.3 g/人・日	782.0 g/人・日 (2020年度)	
資源化率 (2010 年度、26.7%) を、2020 年度までに 54%まで高めることを目指します。							
26.7%	25.7%	26.1%	25.8%	25.5%	24.8%	54.0% (2020年度)	

のごみとして処理する量は、全ごみ量から資源として集めた量を除いたもの。

基本目標4 良好な生活環境の創造

~ 安全で快適な暮らしを実現するまちづくり ~

基準年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	目標年度	
大気に関	大気に関するすべての項目での環境基準での達成を目指します。						
対象:	SO2(二酸化硫:	黄) [*] 、NO₂(二	.酸化窒素) [*] 、S	PM(浮遊粒子》	犬物質)*		
SO ₂ ,NO ₂ ,	SO_{2} , NO_{2} ,	$SO_{2},NO_{2},$	SO_{2},NO_{2}	$SO_2,NO_2,$	$SO_2,NO_2,$	全項目	
SPM	SPM	SPM	SPM	SPM	SPM	基準達成	
基準達成	基準達成	基準達成	基準達成	基準達成	基準達成	基华连风	
鶴見川、	境川、恩田川の	町田市域の水質	こ関するすべての	の項目での環境基	基準の達成を目指	旨します。	
対象:	pH(水素イオ	ン濃度) [*] 、BOI	D (生物化学的配	俊素要求量) [*] 、\$	SS(浮遊物質量) [*] 、	
	DO (溶存酸素	量) *					
恩田川の	3 河川のpH	境川、恩田川	3 河川のpH	3 河川のpH	3 河川のpH	全項目	
pH 以外	以外基準達成	のpH以外	以外基準達成	以外基準達成	以外基準達成	基準達成	
基準達成	以小圣牛连成	基準達成	以小圣千廷以	以小圣千廷戏	以小圣牛连成	圣午廷从	
居住地の周辺環境について満足している市民の割合(2011 年度 62.7%)の 5 ポイント増の 67.7%							
を目指します。							
62.7%	66.5%	67.3%	62.5%	65.4%	72.4%	67.7%	

基本目標5 環境に配慮した生活スタイルの定着

~ 学び・協働で進めるまちづくり~

基準年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	目標年度	
環境に配慮	環境に配慮した行動を行っている市民の割合(2011年度、40.7%)の10ポイント増の50.7%を目						
指します。							
40.7% (2011年度)	39.7%	38.6%	37.9%	37.5%	38.9%	50.7%	
市内の小中	学校での環境教	育 [*] や環境配慮 [*]	ラ動の 100%実	薬施を目指します	t.		
100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
環境学習*や	環境学習 や環境に関するイベント等に積極的(いつも・ときどき)に参加する市民の割合(2011 年						
度、10.6%)の 7 ポイント増の 17.6%を目指します。							
10.6% (2011年度)	14.4%	15.1%	15.1%	14.2%	13.0%	17.6%	

4.基本目標に向けた事業の進捗状況

環境マスタープラン・の 2021 年度基本目標に向け、後期アクションプランに掲げた各事業の 進捗状況を示します。

4.1. 重点事業

基本目標1. 地域で取り組む地球温暖化*の防止

~ 低炭素社会を目指すまちづくり~

事業名称	【1】「わたしのエコ宣言」による家庭で	の取り組み支援	【環境・自然共生課】	
	・市民に、地球温暖化防止のために日常生活	舌の中で行う取	り組みを宣言してもらい、	
事業概要	参加状況から二酸化炭素削減*の合計量で	をホームページ	で公表し、参加者が効果を	
	実感することにより更なる環境配慮*行動	かの推進につな	げます。	
2019 年度	・緑のカーテン・イベントや環境月間イベン	ノトなどに出展	することにより、多くの市	
実施内容	民に賛同いただき、参加者は 3,387 人	となり累計で 7	7,061 人となりました。	
目標	わたしのエコ宣言参加者の増加			
目標値	10,000人	基準年度値	-	
現状値	7,061人	進捗度		

	•				
事業名称	【 2 】みどりのカーテン領	等の積極的な導	入【環境・自然	《共生課】	
事業概要	市民団体「緑のカーテン	プロジェクト」	等と協働で、公	と 共施設への緑の	のカーテン普
争未似女	及を図るとともに、家庭Ⅰ	こおける緑のカ	ーテン普及を推	進します。	
	・緑のカーテン育て方講習会(2回)を行い、市民 16 名の参加がありました。				
2019 年度	・市庁舎前にて市民向けにゴーヤの苗の配布を行い、1020世帯、4,057苗を配				
実施内容	布しました。また下小し	山田苗圃にて、	施設、団体向け	に 5,129 苗配	2布しました。
美 爬內谷	・夏には、緑のカーテンの	の写真を広く募	集し、生育状況	ใや取り組みの。	ようすを環境
	教育展などで展示しました。				
目標	公共施設参加数の増加 市民向け苗の配布数の増加				
目標値	300 施設 (延べ数)	10,000苗	基準年度値	45 施設	8,000苗
現状値	166 施設(延べ数)	9,186 苗	進捗度		

事業名称	【3】歩道の透水性舗装*の整備【道路雪	Ě備課 】		
事業概要	雨水を浸透させることで地下水を保全し水循環の健全化を図るため、道路の新設や 改良工事時に歩道の透水性舗装の整備を進めます。			
2019 年度	・成瀬駅北口広場において歩道部分の透水性舗装を行いました。			
実施内容				
目標	透水性舗装面積の増加			
目標値	34,240 m²	基準年度値	25,958 m ²	
現状値	33,627 m²	進捗度		

注)「目標値」「基準年度値」について 特に年度標記がない限り、「目標値」は 2021 年度、「基準年度値」は 2015 年度の値。

注)「進捗度」について(の数について) 0・10%

70.80.90%

20 . 30% 達成

40.50.60%

事業名称	【4】路線バス利用環境整備【交通事業推進課】		
事業概要	公共交通利用を促進するため、バス事業者及び関係機関との協議・調整を行い、路線バスの乗り継ぎ拠点を整備し、乗り継ぎ拠点を活用したバス路線網の再編を行います。		
2019 年度 実施内容	・バス路線網再編に向けて バス路線網再編締討会を4回閉催し バス事業者との協議		
目標	既存バス停を活用した乗り継ぎ拠点の整備完了		
目標値	既存バス停を活用した乗り継ぎ拠点の整備完了	基準年度値	協議開始
現状値	・バス事業者との調整実施 ・基本設計実施	進捗度	

事業名称	【5】水素ステーション*の誘致【環境・自然共生課]	
事業概要	燃料電池 [*] 自動車普及のため、水素ステーションの市 す。	内誘致に向けた	取り組みを進めま
2019 年度 実施内容	・市内の交通量が多い幹線道路沿いを中心にステーション適地の検討を行いました。 ・市内 5 ~ 6 箇所の誘致候補地を検討し、1 箇所において土地所有者と事業者のマッチ ングに成功したものの決定には至りませんでした。		
目標	水素ステーションの誘致		
目標値	定置式または移動式 1 施設	基準年度値	-
現状値	誘致活動中	進捗度	

事業名称	【6】エコドライブの周知、普及・啓発の実施【環境	竟・自然共生課	{]		
事業概要	■ 市域全体の温室効果ガス [*] 排出量の多くを占める自動車からの排出削減のため、エコド				
│ ^{事実慨安} │ ライブの周知、普及・啓発を行い、エコドライブを推進します。					
	・エコドライブガイドを環境月間やたまかんフェスタなどのイベントで市民に配布しま				
した。 2019 年度 した。 スプトラ くっと ナナギナス ジャー・ファイブの 中野 ナンカ ジャー・ナー・ナー・					
実施内容	・ホームページやECOまちだを通じ、エコドライブの実践方法などを周知しました。				
大心的音	・「町田エコフェスタ 2019」において、燃料電池自動車の乗車体験会の際にエコドラ				
	イブを体感してもらいました。				
目標	エコドライブ実践者の割合の増加				
日捶仿	エコドライブ実践者の割合 2015 年度比	基準年度値	42.8%		
目標値 	10 ポイント増	基华 牛 及 他 	42.0%		
現状値	4 6 .6 %	進捗度			

事業名称	【 7 】特別緑地保全地区等の指定拡大 【公園緑地課 】		
事業概要	「二酸化炭素 [*] の吸収源としてみどりを確保するため、∜ 目指します。	持別緑地保全地	区等の指定拡大を
2019 年度	・図師南特別緑地保全地区用地の取得を予定通り実施しました。		
実施内容			
目標	特別緑地保全地区の面積の増加		
目標値	46.0ha	基準年度値	43ha
現状値	47.5ha	進捗度	

基本目標 2. 自然環境と歴史的文化的環境*の保全

~ 水とみどりと生物を守り育むまちづくり~

事業名称	【8】都市計画公園の用地取得・整備【公園緑地課】			
事業概要	市内のみどりの拠点となる都市公園として、町田薬師池公園	園四季彩の村	t 西園・北	
尹未似女	園、野津田公園、芹ヶ谷公園の整備を進めます。			
	・町田薬師池公園四季彩の杜 西園及びウェルカムゲートの整備工事が完了しまし			
2019 年度	た。			
実施内容	・野津田公園 多目的グラウンド・テニスコート実施設計が完了し、多目的グラウ			
Z/MP/3H	ンドの整備工事に着手しました。			
	・芹ヶ谷公園 整備工事(1期)が完了しました。			
 目標	・町田薬師池公園四季彩の杜 西園の整備完了			
口 1 示	・野津田公園、芹ヶ谷公園の一部整備完了			
	・町田薬師池公園四季彩の杜 整備完了			
	西園(2019 年度) 北園(2023 年度)			
	周辺施設を含めた新たな事業展開の検討のため、			
 目標値	北園の整備目標年度を修正(当初目標は 2021 年	基準	_	
[[[] 자 [[]	度)	年度値		
	・一部整備完了			
	野津田公園(2021 年度)			
	芹ヶ谷公園(2019 年度)			
	・町田薬師池公園四季彩の杜 西園整備工事完了			
現状値	・野津田公園 多目的グラウンド整備工事着手	進捗度		
	・芹ヶ谷公園 整備完了			

事業名称	【9】水辺の魅力の発信【環境・自然共生課】【公園	】緑地課 】			
事業概要	市民の水辺に対する関心を高め、水辺の保全・活用を進めるため、水辺の魅力に				
	いて情報発信を行います。				
	・ECOまちだに水辺の生物に関する記事(コガモ紹介)を掲載しました。				
	・薬師池公園でザリガニ釣りを実施し、参加者に対し	Jて外来生物に	関する講義も行		
	いました。				
2019 年度	・「まちだ ごと大作戦 18-20」に協力し、湧水調査を進める団体のチラシをイ				
実施内容	ベントや窓口で配布しました。 ・ホームページのコンテンツに湧水の写真を追加し、更新しました。 【環境・自然				
	共生課】				
	・市民に向けて自然観察会(植物、昆虫、野鳥)を行いました。【公園緑地課】				
目標	情報発信回数の増加				
目標値	20回	基準年度値	-		
現状値	環境・自然共生課 4 回、公園緑地課 15 回	進捗度			

事業名称	【10】生物多様性 情報拠点機能の構築・充実	『【環境・自然	共生課 】
事業概要	町田市の生物多様性に関する情報や資料の収集	集・発信の拠点(生物多様性センター)
尹未呱女 	の機能整備・充実を図ります。		
	・市民通報アプリ「まちピカ町田くん」の撮影機能を活用し、市民が撮影した生き		
	ものの写真を「生きもの発見レポート」と「	して収集しまし	た。(件数 995 件)
2019 年度	・集めた情報をホームページに掲載しました。	(更新回数 42	回)
2019 年度 実施内容	・収集した写真をまとめた冊子「まちだ生き=	ものアルバム 」	を発行しました。
美旭内台 	・アプリと連動した企画「町田生きもの探し=	キャンペーン 」	を実施しました。
	・忠生公園自然観察会とのコラボによるスマフ	たでの写真講習:	会を実施しました。
	・ホームページの「町田の生物多様性のページ」をリニューアルしました。		
目標	生物多様性情報拠点機能の整備・充実		
目標値	生物多様性情報拠点機能の整備・充実	基準年度値	内容、方向性の検討
現状値	アプリを活用した情報発信・活動の充実	進捗度	

事業名称	【11】北部丘陵の整備【 農業振興課 】		
事業概要	北部丘陵が持つ資産を磨き、地域の価値を高める		
	生保全し、持続性のある仕組みをつくり、さらな		
2019 年度	・協定区域を 3,565 ㎡拡大し、主にイベント時の駐車スペースとして活用するよ│		
実施内容	うにしました。		
目標	新たな取り組みにより維持管理や活用が図られた山林等の面積の増加		
目標値	5,000 m²	基準年度値	
現状値	22,673 m²	進捗度	

事業名称	【12】遊休農地のあっせん【農業振興課】		
事業概要 休耕している農地を耕作希望者にあっせんすることで遊休農地の活用を図り、			活用を図り、農業
尹未恢女	^{争未収安} 振興を行います。		
2019 年度	・2020 年 1 月に農地バンク公開を行い、新たに 7 件(12,073 ㎡)の農地をあ		
実施内容	っせんしました。		
目標	農地あっせん面積の増加		
目標値	20.0ha	基準年度値	14.3ha
現状値	16.7ha	進捗度	

事業名称	【13】観光交流拠点を活用したイベントの実施 【	【観光まちづく	り課】
事業概要	観光交流拠点で実施するイベントを通じて、地域	の歴史・自然・	文化を情報発信す
尹未似女	るとともに、次世代への継承に寄与します。		
2019 年度	・「七夕飾り」などの新規展示会を3回実施しました。		
2019 年度 実施内容	・子育て世代をターゲットに「里山農業体験」や「親子流しうどん体験」等を実施		
し、世代交代への継承を図りました。			
目標	小野路宿里山交流館での自然や歴史・文化に関するイベント実施回数の増加		
目標値	40回/年	基準年度値	32回/年
現状値	37 回 / 年	進捗度	

基本目標3. 持続可能な循環型社会の構築

~ ごみを減らし資源を有効活用するまちづくり~

事業名称	【14】 情報発信拠点としてのリヤ	ナイクル゛広場の	の活用【3R推進課】
事業概要	リサイクル広場を情報発信拠点と位	置づけ「地域!	Jサイクル広場」を拡充・拡大し開
尹未佩女	催回数を増やす中で、効果的に様々	な情報発信を	行います。
2019 年度	・リサイクル広場を定期的に中心市街地で開催することができました。(市庁舎(6		
実施内容	月環境月間、10月エコフェスタ)町田シバヒロ(2月))		
目標	リサイクル広場開催箇所数の増加 リサイクル広場来場者数の増加		
目標値	23 ヶ所(2020 年度)	基準年度値	17 ヶ所(2014 年度)
口惊胆	36,000人(2020年度)		30,000人 (2014年度)
現状値	23 ヶ所	進捗度	
	31,546 人	<i>连抄良</i>	

事業名称	【15】ごみ減量に関する出前講座の充実【 3R推進課 】		
事業概要	ごみの減量についての意識の向上を図	るため、地域や	や学校、幼稚園などへのごみに
尹耒ベ女 	ついての出前講座を継続して開催しま	す。また、講座	座内容の充実を図ります。
	・幼稚園・保育園 52 回、学童保育クラブ 17 回、小学校 35 回、町内会自治会等		
2019 年度	で 14 回実施し、保育園・幼稚園、小学校では保護者向けの手紙を渡すことで子		
実施内容	育て世代の大人への啓発ができました。イベントでの3R公開講座を10回実施		
	しました。		
目標	出前講座実施回数の増加		
目標値	150回/年(2020年度)	基準年度値	104回/年(2014年度)
現状値	128回/年	進捗度	

事業名称	【16】食品ロスでの啓発等、各種キャンペーンの実施【3R推進課】			
事業概要	ごみの発生抑制*を図るため、全国的な	食品ロスの状況	兄や町田市のごみの現状につい	
尹未似女	て各種機会を通じて伝えることで「も	ったいない意詞	哉」を啓発します。	
	・「今が食べごろめしあがれキャンペーン」(6回)食品ロス削減チラシ配布(1回)			
	を市内スーパー店頭で実施しました	- -0		
	・従来の実施場所から変更してのサイ			
	ペーン(10回)を実施。食品ロス削減をテーマにした展示を実施しました。(さくらまつり、食育フェス、防災フェアの3回)			
2019 年度				
実施内容	・使い切り料理教室を実施しました。	(2回)		
	・年末年始宴会食べきりキャンペーン	'を実施し市施記	殳、リサイクル推進店の他神奈	
	川中央交通バス車内にポスターを掲		· ·	
	・食品衛生講習会にて食品ロス削減及び食べきり協力店のPRを実施しました。			
	(11回)			
目標	キャンペーンの実施回数の増加			
目標値	20回/年(2020年度)	基準年度値	12回/年(2014年度)	
現状値	39回/年	進捗度		

事業名称	【17】事業所向けの情報提供の実施【3R推進課】			
	丁寧できめ細かな情報提供のために「ごみ排出事業所」向けの説明会を実施するとと			
事業概要	もに、廃棄物の基本情報から事業コスト軽減に役立つ情報等を併せた、適正処理ル			
	ールブックを作成し、戸別訪問での啓発活動を実施します。			
	・59 件の大規模事業所に対し、訪問指導を実施しました。なお南町田グランベリ			
	ーパークについては、オープン前の 10 月 8 日、オープン後の 3 月 17 日に訪問			
	指導を行いました。			
2019 年度	・少量排出事業者の登録時の指導等、合計 111 件の中小事業所への訪問指導を実			
実施内容	施しました。			
Z/JEF3T	・排出事業者向けの説明会を1回実施しました。			
	・中規模事業所の減量策として、一般廃棄物へのプラ混入防止を訴えるチラシを作			
	成しました。			
	・事業所用のごみ箱の分別ラベルを作成し、ホームページで公開しました。			
目標	説明会開催回数 市内事業所への訪問件数の増加			
目標値	1回/年(2020年度) 基準年度値 -			
口际心	190件/年(2020年度)			
現状値	1 回/年 170 件/年 進捗度			

事業名称	【18】生ごみ処理機の導入促進【3 R	推進課】	
事業概要	生ごみの資源化を進めてごみの発生抑制	制 [*] を図るため、	たい肥化容器や生ごみ処理機
尹未恢女	の購入補助制度などを活用し、生ごみ	自家処理の普及	を進めます。
	・家庭用生ごみ処理機については、12	20 名の方が補助	加制度を利用しました。
	・大型生ごみ処理機については、新たれ	な設置はできま [.]	せんでしたが、2020 年度設
2010 年度	置に向けて協議を進めました。		
2019 年度	・ダンボールコンポスト*については、新規講習会を 17 回 (市民向け 12 回、町内		
実施内容	会向け2回、学童向け3回)。この他に市民向け講習会の受講者を中心としたグル		
	ープによる講習会を1回開催しました	た。参加者は延ん	ベ 119 名、総配布数 143 個
	でした。		
目標	生ごみ自家処理世帯数の増加		
目標値	14,981 世帯 (2020 年度)	基準年度値	1,831 世帯 (2014 年度)
現状値	3,453 世帯	進捗度	

事業名称	【19】ごみ・資源の新たな効果的な収集方	法の検討【3 R	推進課】
事業概要	新たなごみの資源化施設の稼動により収集 たごみの資源化施設が分散(3ヶ所)する 検討します。		
2019 年度 実施内容	・2020年度からの不燃ごみの直営収集開 装等準備を行いました。 ・2025年度に予定しているごみの資源化力 討のため、他市の収集方法に関して電話	施設の稼働開始し	に合わせた収集方法の検
目標	効果的な収集方法の確立		
目標値	効果的な収集方法の確立(2025 年度)	基準年度値	-
現状値	収集体制の見直し	進捗度	

事業名称	【20】熱回収施設等の整備【循環型	施設整備課】	
事業概要	ごみの減量と資源化を進めるため、市設整備基本計画」に基づき、町田リサイ 却施設、バイオガス・化施設、不燃・料	イクル*文化セン	クー敷地内に熱回収施設等(焼
2019 年度 実施内容	・2018年8月から建設工事を実施しています。掘削工事と地下躯体工事を完了し、 地上躯体工事とプラント工事を開始しました。 ・地区連絡会を3回実施し建設地周辺住民への情報提供を行うと共に、現場見学会 を実施しました。		
目標	熱回収施設等の整備、稼動開始		
目標値	稼動開始	1 且准计世值	事業者候補者選考委員会の開 催、整備運営事業者の選定
現状値	地上躯体工事とプラント工事の実施	進捗度	

事業名称	【21】資源ごみ処理施設の整備【循环	睘型施設整備課	[]
事業概要	「ごみの減量と資源化を進めるため、市 設整備基本計画」に基づき、相原地区		
争耒城女	設置佣基平計画」に基づさ、相原地区 ン・カン、ペットボトル等を資源化す		
2019 年度	・用地取得に向けて、関係者との調整		
実施内容	【相原】		
× ner i d	** ³¹ ・地区連絡会を開催し、施設建設に関する協議を進めました。【相原、上小山田		
 目標	資源ごみ処理施設(相原)の整備、稼動開始		
H 135	資源ごみ処理施設(上小山田)の整	備、稼動開始	
	稼動開始(2025 年度)		
	稼動開始(2027 年度)		 要求水準書案の作成準備
目標値	2018年3月に稼働開始目標年	基準年度値	施設計画等検討
	度の見直しを行いました(当初目		
	標は 2020 年度)。		
現状値	関係者等と調整中	進捗度	

基本目標4. 良好な生活環境の創造

~ 安全で快適な暮らしを実現するまちづくり ~

事業名称	【22】自転車利用環境の整備 【道路政策課】【道路整備課 】		
事業概要	大気汚染物質を排出しない自転車の利	用を進めるため	め、自転車走行空間の整備を進
尹未佩女	めます。		
	・町田 95 号線・749 号線で自転車		
2019 年度	・次期自転車レーン設置箇所(町田 414 号線・664 号線)の検討及び警視庁協		
実施内容	議を進めました。 【道路政策課 】		
	・町田 95 号線・749 号線で自転車レーン設置工事を実施しました。【道路整備説		
目標	自転車走行空間整備延長		
目標値	3.03km	基準年度値	1.37km(2016 年度)
現状値	2.94km	進捗度	

事業名称	【23】下水道未整備箇所の汚水管整備の	D推進【下 水道	整備課 】
事業概要	汚水を適正に処理し、河川水質の向上を 備を推進します。	図るため、下	水道未整備箇所の下水道の整
2019 年度 実施内容	・公共下水道真光寺町汚水枝線工事ほか 1 案件の汚水枝線工事を実施しました。		
目標	下水道人口普及率の増加		
目標値	99.0%	基準年度値	98.5%
現状値	98.8%	進捗度	

事業名称	【24】下水処理水の水質向上【 水再生センター 】		
事業概要	下水処理場(鶴見川クリーンセンター)	への高度処理が	施設の増設により、下水処理
	水の水質向上を図ります。		
	・鶴見川クリーンセンターにおいて、新たに稼働した高度処理施設の適切な運転を		
2019 年度	行った結果、窒素含有量、りん含有量共に低減することが出来ました。		
実施内容	・成瀬クリーンセンターにおいて、新しい高度処理技術に関する実証研究の施設が		
	完成し、運転を開始しました。		
目標	高度処理化率の増加(段階的高度処理を含む)		
目標値	20.6%	基準年度値	9.8%
現状値	30.0%	進捗度	

事業名称	【25】有害化学物質*の適正管理・処理(の指導 【環境 (呆全課 】
事業概要	有害物質使用特定事業場からの土壌・地	下水汚染を未	然に防止するため、継続的に
争未恢安	指導を行い、事業者の適正な有害物質の	管理・使用を値	足します。
2019 年度 実施内容	・2018年度までの立入指導結果を踏まえ、4月に立入計画を立案しました。 ・立入計画に挙げていた事業場と 2019年度施設の新設や変更を行った事業場等合わせて25件の事業場に対し立入を行い、有害物質を使用している施設の構造基準や使用方法に関して指導しました。 ・必要な届出が提出されていない事業場に対して届出指導を行い、提出を促しました。		
目標	全対象事業場 57 箇所(2016 年 3 月 31 日時点)への継続監視		
目標値	20件/年	基準年度値	-
現状値	25件/年	進捗度	

事業名称	【26】生活風景宣言等による良好な景額	親づくり【地区	[街づくり課]
	景観という言葉の浸透を目指し、身近な		
事業概要	組みを宣言してもらう「生活風景宣言」	を制度として打	推進していきます。意識の高
	まりに合わせて、景観協定の締結や地域	景観資源の登録	録につなげていきます。
2019 年度	・生活風景宣言の登録に向け、登録手順	、登録要件、	登録チェックシート等をまと
実施内容	めました。		
目標	「生活風景宣言」件数の増加		
目標値	5 件 (2020 年度)	基準年度値	-
現状値	0 件	進捗度	

事業名称	【27】環境副読本を活用した環境学習 の実施【指導課】【環境政策課】			
事業概要	市内公立小学校の授業や自宅学習で「	「環境副読本」	を活用し、環境問題への意識を	
尹未佩女	高めるとともに、町田市の環境につい	lても考える機	会を提供します。	
	・12 月に活用状況を確認するアンケ	ートを市内公	立全小学校(42校)で実施しま	
	した。その結果を受け、2月に校長	長会で活用事例	の紹介を行いました。【指導課】	
2019 年度	【環境政策課】			
2019 年度	・3 R推進課が行う「ごみと環境の出	出前講座 」で環	境副読本を事前・事後の学習で	
天旭四日	使用したという事例が多かったため、今後も3R推進課とも協力して事業を推進			
	していきます。さらに、2019年度から環境・自然共生課が行う「水素自動車と			
	環境の出前講座」でも環境副読本の活用を始めました。【環境政策課】			
目標	環境副読本の市内公立全小学校での活用			
目標値	市内公立全小学校 42 校	基準年度値	-	
現状値	39 校	進捗度		

事業名称	【28】子ども向け環境講座のプログラムの企画・実施【環境・自然共生課】		
事業概要	子どもへの環境学習を進めるため、環境に関する実験や体験を重視した子ども向け		
学未例女	環境講座のプログラムを企画・実施し	,、学習機会の	充実を図ります。
	・学校ビオトープを活用した出前授業	美を実施しまし	た。(4回)
2019 年度	・薬師池公園での野外イベント「ザリ	リガニ釣り 」を	実施しました。
2019 年度	・子ども向け環境学習イベント「消えた昆虫の謎」を実施しました。		
关心的合	・子どもセンターつるっこで環境学習を実施しました。		
	・燃料電池 [*] 自動車を活用した水素環境学習を実施しました。(4回)		
目標	新たなプログラムの企画・実施による環境学習の充実		
中描信	新たなプログラムの企画・実	甘淮仁庇店	既存プログラムの改善
目標値	施による環境学習の充実	基準年度値	新規プログラムの実施
1日小人店	既存プログラムの改善	`件'华帝	
現状値	新規プログラムの企画・実施	進捗度	

事業名称	【29】まちだエコ宣言制度の推進【	環境・自然共生	上課 】
事業概要	事業者と市の協働による環境配慮 活動) を行っている事業者がその取ります。市は、その取り組み内容を市民型の事業活動及び消費活動を促進しま)組み内容を宣 民や他の事業者	言(エコ宣言)し、市に登録し
2019 年度 実施内容	・環境白書で取り組みのようすを紹介 ・エコ宣言参加事業者に年度末に活動 をまとめ、ホームページで紹介しま ・新規登録を促すチラシを新たに作成 けて登録するメリットの見直しを行	カ報告を提出し ₹した。 ┇し、登録の流	
目標	まちだエコ宣言制度への参加事業者数の増加		
目標値	100 店・事業所	基準年度値	67 店・事業所
現状値	60 店・事業所	進捗度	

事業名称	【30】ホームページの充実による情報集約・発信【3	環境政策課 】	
事業概要	町田市ホームページに作成した「エコページ」を活用	し 環境情報の	収集・発信を強
争耒ベ安	化します。また、分野別・年代別など、わかりやすい	情報発信を行	います。
	・インスタグラムを活用した新たな情報発信を開始し	ました。イン	スタグラムでは
	ユーザーネームを「ハスのん」として、タイムリー	に環境に関す	るイベント情報
2019 年度	を発信したり、エコに関する情報を市民に届けまし	た (2019年	度はフォロワー
実施内容	数 236、いいね!数 5,005、投稿回数 141)。		
	│・インスタグラムが効果的であったことから、更なる	情報発信の強	化を図るため、
	年度の途中からツイッターを開始しました。		
目標	エコページへのアクセス数の増加 分野別・年	代別環境学習	・一覧の作成
│ │目標値	8,000件	基準年度値	3,987件
口际吧	環境学習一覧の作成(2018年度)	空 半十反 但	-
	7,940件(2,935件)		
	SNS(ソーシャル・ネットワークキング・		
現状値	サービス = Social Networking Service)	進捗度	
	の「いいね!」の数を含む。()内はエコペ	运 19/及	
	ージのアクセス数のみ。		
	環境学習一覧作成済み		

事業名称	【31】ごみ減量サポーターの地域活動支援【3R推り	註課 】	
事業概要	町内会・自治会で、出前講座やリサイクル・広場、ダンボールコンポスト・説明会等を開催するなど、「ごみ減量サポーター」がそれぞれの地域で、ごみ減量をすすめ、地域で活躍する取り組みを支援します。		
2019 年度 実施内容	・ごみ減量サポーターが主体となって行った活動は以 〇地域リサイクル広場 7団体(内1件は天候不順 〇出前講座 9団体 〇ダンボールコンポスト講習会 1団体 ・ごみ減量サポーターに対し、研修会と施設見学会を した。	により直前て	空中止)
目標	ごみ減量サポーターが主体となり、出前講座やリサイ 処理機導入を行う団体数の増加	クル広場の開	催、大型生ごみ
目標値	10 団体 / 年	基準年度値	-
現状値	17 団体 / 年	進捗度	

4.2. その他の施策

基本目標1. 地域で取り組む地球温暖化*の防止

~ 低炭素社会を目指すまちづくり~

(1)地球温暖化防止の意識の浸透を図り、取り組みを促します

	/急戦の反応を囚り、 取り組みを促じよ 9		
取り組み項目	2019 年度実施内容	評価	
地球温暖化対策の取り組みの	情報を分かりやすく発信します		
パンフレットの配布、ホーム	・イベント時に市民と事業者向けのエコ宣言などの呼びかけ、取り組みの		
ページ等による地球温暖化対	紹介を行いました。		
策の取り組みや助成制度等の	・ホームページでは国や都で実施されている助成制度などの情報提供を行		
情報提供	いました。		
	・緑のカーテンイベントで「わたしのエコ宣言」を広く市民に呼びかけ、		
	多くの市民にエコ宣言をしていただきました。 【環境・自然共生課】		
地球温暖化対策の具体的な取	・広報まちだやECOまちだ、ホームページ、イベントなどで情報提供を		
り組みの周知	行いました。 【環境・自然共生課】		
温室効果ガス・排出量やエネノ	レギー使用量の「見える化」を進めます		
市の施設からの温室効果ガス	・2018 年度の市域全体の温室効果ガス排出量を取りまとめ、12 月に「町		
排出量、エネルギー使用量の	田市環境白書・2019」を発行しました。また、市のホームページでも公		
公表	表しました。【環境政策課】		
家庭でのエネルギー使用量を	・イベント時に家庭でできる取り組みのひとつとして紹介し、7 件の申し		
測定するための「省エネナビ」	込みがありました。 【環境・自然共生課 】		
等の貸し出しの実施			
エネルギー使用測定のための	・国や他自治体、企業等のホームページや関係機関誌などから情報収集を		
ツールやアプリに関する情報	行いました。 【環境・自然共生課】		
の収集・提供			
地域や市民の地球温暖化対策の取り組みを促進するための仕組みを運用します			
重点事業1 (「わたしのご	エコ宣言」による家庭での取り組み支援) P28 参照		

(2)持続可能なエネルギー利用への転換を図ります

取り組み項目	2019 年度実施内容	評価
公共施設における取り組みを	進めます	
公共施設への再生可能エネル	・公共施設の改修等による機器の交換を行う際は、人感式センサー及びL	
ギー*・省エネ機器の導入推進	E D 照明や CO₂ センサー、省エネタイプの空調機器などに交換するこ	
	とを基本とし、再生可能エネルギー・省エネ機器の導入を推進しました。	
	引き続き、設計の際にLED照明などの高効率機器の導入を検討するな	
	ど、再生可能エネルギー・省エネ機器の導入を推進します。	
	【営繕課】	
	・町田第六小学校防音及びトイレ改修工事において、2018 年度から引き	
	続いて節水型トイレやセンサー照明への改修を実施しました。 【施設課】	
ごみの資源化施設への再生可	・2019 年度の取り組みはありませんでした。	
能エネルギーの導入推進	・仕様作成時に、検討した施設整備コンセプトを反映させていきます。【循	
	環型施設整備課】	
未利用エネルギーの活用	・2022 年度から着手する焼却炉更新工事で、排ガスエネルギーを活用す	
	る方針を決定しました。 【水再生センター 】	
街路灯・園内灯の省エネ化	・市内街路灯の 74%をLED化しました。 【道路維持課】	
	・市内公園の園内灯の 51%をLED化しました。【公園緑地課】	
市庁舎の屋上緑化・壁面緑化	・支援事業者の指導を受け、低木・多年草の手入れが出来ました。	
	・屋上花畑にブルーベリー苗を 80 本追加して植えました。【市有財産活用	
	課】	
重点事業2(みどりのカーテ	ン等の積極的な導入) P28 参照	

注)「評価」について

:予定以上に実施できた :予定どおりに実施できた :あまり予定通りに実施できなかった x:まったく予定通りに実施できなかった -:取り組みなし(目標達成済み又は終了した事業)

取り組み項目	2019 年度実施内容	評価
家庭における取り組みを促進	:します	
市民を対象とした住宅用太陽	・東京都・国による支援事業や省エネ機器の紹介を市ホームページで行い	
光発電*システムをはじめと	ました。 【環境・自然共生課】	
する省エネ機器の情報提供に		
よる普及促進		
家庭への省エネ機器等の導入	・東京都・国による支援事業や省エネ機器の紹介を市ホームページで行い	
支援の検討、情報提供	ました。 【環境・自然共生課 】	
重点事業2(みどりのカーテ	ン等の積極的な導入) P28参照	
事業活動における取り組みを	促進します	
事業活動における省エネの促	・東京都・国による支援事業や省エネ機器の紹介を市ホームページや環境	
進のための情報提供	広報紙ECOまちだで行いました。 【環境・自然共生課】	
まちだエコ宣言制度の推進	・環境白書゛において、登録事業者の取り組み紹介を行いました。	
	・エコ宣言制度に登録することによるメリットを強調したデザインにチラ	
	シを刷新し、次年度以降、事業者が制度に参加しやすい環境整備を引き	
	続き実施しました。 【環境・自然共生課 】	
商店街街路灯のLED化推進	・市内1商店街の街路灯をLED化しました。また、LED化の補助制度	
	について、商店会向けの説明会を開催しました。 【産業政策課】	
事業活動における再生可能エ	・町田市中小企業融資制度において環境改善整備資金のメニューを設け、	
ネルギー・の導入、省エネ促進	取扱金融機関等と連携し、事業者から求めがあった際にはメニュー内容	
のための融資に係る利子の一	についての説明を行いました。	
部補助	・取扱金融機関へ事務手引きを送付しました。【 産業政策課 】	

(3)地球温暖化 防止に貢献するまちづくりを進めます

	- 食脈 するな ランマグと 達め なす		
取り組み項目	2019 年度実施内容	評価	
町田市全体で取り組む、地球	温暖化防止行動を進めます		
重点事業3(歩道の透水性舗	i装の整備) P28 参照		
町田市のエネルギー利用の現	・夏季に水素エネルギーに関する夏休み環境学習・を実施し、小学校での出	0	
状や、地球温暖化に関する学	前講座を行うなど、小中学生を対象にした学習機会を提供しました。		
習機会の提供	・なお、3月は新型コロナウイルスの影響により複数のイベントを中止と		
	しました。 【環境・自然共生課】		
	・2019 年度も相模原市、各団体との連携や調整が順調に進み、充実した		
のためのキャンペーンの実施	事業とすることができました。 【環境・自然共生課 】		
自動車利用を控え、公共交通	利用を進めます【(4 - [1] -)で再掲】		
重点事業4(路線バス利用環	境整備) P29 参照		
地域コミュニティバス等の運	・市内 4 地区(相原、本町田、つくし野、高ヶ坂・成瀬)において小型乗	0	
行	合交通の導入に向けた実証実験運行を実施しました。 【交通事業推進課】		
市が開催するイベント時の公	・緑のカーテン・イベントや環境学習などの催しで公共交通機関の利用を呼		
共交通利用の推進	びかけました。 【環境・自然共生課 】		
低公害車の普及促進等を図ります【(4-[1]-)で再掲】			
重点事業 5(水素ステーションの誘致) P29 参照			
重点事業 6(エコドライブ・0	D周知、普及・啓発の実施) P29 参照		
次世代自動車等の低公害車の	・電気自動車充電器の利用を促すとともに、燃料電池・自動車の展示や、低	0	
普及促進	公害車の仕組みについてのパネル展示、ホームページでのコンテンツ公		
	開などにより、普及啓発を行いました。 【環境・自然共生課】		
低公害車[天然ガス自動車・ハ		0	
イブリッド車・電気自動車等]			
の公用車としての導入検討・	ス車両に更新しました。 【市有財産活用課 】		
実施			
自転車利用環境の整備を進めます【(4-[1]-)で再掲】			
自転車走行空間の検討・整備			
	・自転車レーンを設置(L=330m)しました。 【道路整備課】		

取り組み項目	2019 年度実施内容	評価
自転車駐車場の整備	・自転車駐車場の建て替え等を含めた更新・運営方針を策定しました。【道	
	路管理課】	
市職員の近隣移動時の自転	・自転車利用のメリットを盛り込んだ掲示を行い、省エネの周知を図りまし	0
車利用の推進	た。【 環境・自然共生課 】	
	・安全運転講習会で町田市職員安全運転ハンドブックを配布し、近距離の移	
	動時はできるだけ自転車を利用するように周知しました。 【市有財産活用	
	課】	
町田の農産物の地産地消を挑	誰進します【(2-[4]-)で再掲】	
学校給食での地場産農産物	・小学校給食に利用する地場産農産物に対する補助を拡充しました。また、	
の利用推進	まち ベジメニューの日を 2 回実施しました。【農業振興課】	
まち ベジマップ(農産物直	・月2回の地場農産物の販売時、キラリ まちだ祭等でPRを行いました。	
売所マップ) まち ベジグ	【農業振興課】	
ルメ店なびの配布による地		
産地消 P R		

(4)二酸化炭素・の吸収源として、みどりの確保を推進します

取り組み項目	2019 年度実施内容	評価
二酸化炭素吸収源を維持する	。 るため、緑地*を保全します	
重点事業 7 (特別緑地保全地	也区等の指定拡大) P29 参照	
市内緑地の適正な維持管理	・草刈や樹木剪定等を適切に行い、緑地を保全しました。	
	・緑地の一部の管理を業務委託し、事業者による日常点検を行うことで、倒	
	木や枝折れ等の危険を予防し、適正な維持管理を行いました。【公園緑地	
	課】	
街路樹の適正な維持管理	・枯損などにより欠損した植樹桝等に、計 850 株の低木を植栽し、連続し	
	た緑の確保を行いました。 【道路維持課】	
二酸化炭素吸収量の増加を図	図るため、緑化を推進します	
緑化推進に関連した対策の	・5 月中旬にゴーヤ苗の配布を行い、1,020 世帯、4,057 苗を配布しまし	
検討	た。	
	・取り組んだ公共施設は 80 施設であり、合計 9,186 苗を配布しました。	
	【環境・自然共生課】	
	・他の施策を優先して進めており、具体的な検討が実施できませんでした。	×
	【環境政策課】	

基本目標 2. 自然環境と歴史的文化的環境*の保全

~ 水とみどりと生き物を守り育むまちづくり ~

(1)みどりを守り、増やし、育て、活かす取り組みを進めます

取り組み項目	2019 年度実施内容	評価
緑地の現状を把握し、公表し	ンます	
市内公園緑地等の調査の実 施	・市内の公園緑地等の調査及び取りまとめを行いました。【公園緑地課】	
市域全体に対する緑地の割	・取り組みはありませんでした。市域全体の緑地割合は、2021 年度の町	
合の把握と公表	田市緑の基本計画改定時に調査を予定しています。【公園緑地課】	
みどりの保全を進めます		
重点事業 8 (都市計画公園の	D用地取得・整備) P30 参照	
街路樹の適正な維持管理	・街路樹の定期管理により、適切な大きさと枝葉量を保ちました。 【道路維 持課】	
身近なみどりを増やします		
街区公園の整備	・取り組みはありませんでした。【公園緑地課】	
民間の施設における緑化の 制度や基準[緑化基準等]の 導入検討	・取り組みはありませんでした。【公園緑地課】	

取り組み項目	2019 年度実施内容	評価
市庁舎の屋上緑化・壁面緑化	・支援事業者の指導を受け、低木・多年草の手入れが出来ました。	
	・屋上花畑にブルーベリー苗を 80 本追加して植えました。 【市有財産活用 課 】	
みどりのカーテン [*] 等の積極	・5 月中旬にゴーヤ苗の配布を行い、1,020 世帯、4,057 苗を配布しまし	
的な導入	た。	
	・取り組んだ公共施設は 80 施設であり、合計 9,186 苗を配布しました。	
	【環境・自然共生課】	
市民協働による緑地・の保全、	維持管理を進めます	
公園や施設等の緑について、	・7 団体が新たに活動を開始しました。 【公園緑地課 】	
公益的市民活動団体による		
維持管理の運用支援		
伐採木、伐採竹の製品化等に	・3 月に相原中央公園で親子向けに伐採木や竹を活用するイベントを企画	
よる利用促進	しましたが、新型コロナウイルスの影響により中止としました。 【環境・	
	自然共生課】	
緑地を保全しながら活用し、	ふれあいの場を確保します	
自然観察会の開催、里山*整備	・忠生公園自然観察センター、かしの木山自然公園において四季おりおりの	
活動を体験できる場の提供	植物、昆虫、野鳥などを題材とした観察会を開催しました。	
	・野津田公園において、指定管理者の自主事業として四季おりおりの植物、	
	野鳥などを題材とした観察会を開催しました。 【公園緑地課 】	
	・鶴見川源流保水の森において、NPOと協働で小学生を対象とした植樹会	
	を実施しました。 【農業振興課 】	

(2)水辺の保全・活用と水循環の健全化を進めます

取り組み項目	2019 年度実施内容	評価
水辺環境を保全します		
アダプト事業による高ヶ坂 松葉調整池の維持管理作業	・樹木の剪定や調整池の浚渫を通じ、高ヶ坂松葉調整池の維持管理作業の支援活動を行いました。 【下水道管理課】	
の支援	」及行動で行 いる O た。 T I・小足日本M I	
湧水地の保全、地下水保全の	Dため、水源涵養域の保全、雨水の浸透を図ります	
鶴見川・境川・恩田川等の水	・取り組みはありませんでした。【公園緑地課】	
源涵養域にある樹林地等の		
保全		
道路の新設や改良工事にお	・歩道の透水性舗装による整備を行いました。 A=437 ㎡【 道路整備課 】	
ける、歩道部の透水性舗装の		
実施		
宅地開発・中高層建築物の雨	・雨水貯留施設について、宅地開発・中高層建築物に対して、4 件の指導を	
水貯留施設設置の指導及び	行いました。	
個人住宅の雨水浸透設備設	・雨水浸透設備設置補助事業について 4 件の補助を行いました。【下水道管	
置補助事業の普及促進	理課】	
宅地開発業者に対する雨水	・63 件の宅地開発事業に対して雨水浸透施設設置の指導をしました。【土	
浸透施設設置の指導	地利用調整課】	
東京都環境確保条例に基づ	・全施設 122 件に対し報告するよう指導をし、93%の事業場から報告書	
く地下水の揚水量の把握、必	が提出されました。未報告事業場に対しても、報告するよう引き続き指導し	
要に応じた地下水利用者へ	ます。【環境保全課】	
の指導	ウロスの深むつ …ずの切入町 たーナー ノ ペーンでは深む ペーンに落むの	
湧水調査の継続、湧水地の保 全	・窓口での湧水マップの紹介配布、市ホームページでは湧水ページに湧水の 写真を追加し、更新しました。	
*	- 与真を追加し、史利しよした。 - ・「まちだ ごと大作戦 18』20」の取り組みの一つである「町田市湧水マ	
	ップの作成」チラシをイベントで配布しました。【環境・自然共生課】	
	・他の施策を優先して進めており、具体的な検討が実施できませんでした。	×
	【環境政策課】	^
市街化調整区域における特	・市街化調整区域に特定土地利用行為はありませんでした。 【土地利用調整	
定土地利用行為に関する水	課】	
循環の健全化		
町田の水辺の魅力を発信し	きす	
重点事業 9 (水辺の魅力の勢	Ě信) P30 参照	

(3)生物多様性*の保全を進めます

取り組み項目	2019 年度実施内容	評価	
生物多様性に関する情報を発		нтіш	
	重点事業 10 (生物多様性情報拠点機能の構築・充実) P31 参照		
生物多様性の確保や外来生			
物が対策に関する市の方針、取			
り組み状況の発信、啓発活動	・各種事業の周知コンテンツを公開しました。		
の実施	・まちだ生きもの探しマップ等を配布しました。【環境・自然共生課】		
自然観察会、学習会等の開催	・忠生公園自然観察センター、かしの木山自然公園において四季おりおりの		
	植物、昆虫、野鳥などを題材とした観察会を開催しました。		
	・野津田公園において、指定管理者の自主事業として四季おりおりの植物、		
	野鳥などを題材とした観察会を開催しました。【公園緑地課】		
	・鶴見川源流保水の森において、NPOと協働で小学生を対象とした自然環		
	境学習 [*] 会を実施しました。 【農業振興課】		
市内の生物の生育・生息状況			
市民協働による生きもの調			
査の実施	・連動企画で、生きもの探しキャンペーンや自然観察会とのコラボを実施		
	し、情報を収集しました。 【環境・自然共生課 】		
生物多様性保全の取り組みを		T	
学校におけるビオトープ・の	・虫やメダカなどの水辺の生き物の観察・飼育を行いました 【指導課】		
創出、活用			
熱回収施設等におけるビオ	・タフブネや水槽へ仮移植中の希少動植物のモニタリングを行いました。		
トープの創出	【循環型施設整備課】		
環境保全団体との協働によ	・町田生きもの共生フォーラムで、団体活動を周知する場を提供しました。		
る、生物の保全推進	【現境・自然共生課】		
	・取り組みはありませんでした。【公園緑地課】		
NPO団体との協働による、	・鶴見川源流保水の森及び小野路町奈良ばい谷戸において、NPOと協働		
貴重な生物の保全促進	で里山・環境の再生、保全、活用に関する活動を実施しました。【 農業振興		
	課】		
ビオトープ作庭イベントの 開催	・ビオトープを活用した小学校への出前授業を 4 校実施しました。【環境・		
<u>角惟</u> 外来生物対策を進めます	自然共生課】		
生態系や農業生産に被害を	・効果的に外来生物対策を行うために、捕獲事業と防除事業を並行して実施		
注態系や長業主性に被害を 及ぼす外来生物の防除	・対条的に外来生物対象を行うために、捕獲事業と防除事業を並行して美施しました。【農業振興課】		
外来生物の適正な飼育・管理	・2019 年度もアライグマ・ハクビシン防除事業を実施しました。10 月に		
の普及啓発	町内会自治会掲示板にチラシを掲示、2月に広報に掲載し、申込件数が増		
V I X I X I X	では、日本のでは、「は、日本のでは、「日本のでは、日本のではは、日本のでは、日本のではは、日本のではは、日本のではは、日本のではは、日本のではは、日本のではは、日本のではは、日本のではは、日本のではは、日本のではは、日本ので		
	7.C.S. O. I. S. S. S. C. S.	l	

(4)谷戸の環境と農地・農業を守ります

取り組み項目	2019 年度実施内容	評価
谷戸の環境を保全し、活用し	ンます	
重点事業 11 (北部丘陵の整	「備) P31 参照	
樹林地の管理による里山の	・取り組みはありませんでした。 【公園緑地課 】	
適正な更新		
東京都への緑地里山保全地	・取り組みはありませんでした。 【公園緑地課 】	
域指定の要請		
市民を対象とした自然環境	・取り組みはありませんでした。 【公園緑地課 】	
学習*会による谷戸環境の再		
生管理		
自然環境学習会や市民協働	・小野路町奈良ばい谷戸において、地域の伝統農法による谷戸環境の再生に	
による谷戸環境の再生管理	取り組むとともに、公募市民による農業体験 (通年)の機会を提供しまし	
	た。【農業振興課】	

取り組み項目	2019 年度実施内容	評価
多面的機能を有する農地を保全するため、農業支援を進めます		
重点事業 12 (遊休農地のあ	うっせん) P31 参照	
農産物直売所の開設支援	・農業者や JA 町田市等で構成する農産物販売準備会を開催し、販売所の	
	取扱品目や出荷方法等に関する販売計画を策定しました。	
	・準備会の意見を踏まえて、出荷予定農業者に対して、説明会を 2 回実施	
	し、農産物直売所の開設支援を実施しました。【農業振興課】	
市街化調整地域の耕作放棄	・2020 年 1 月に農地バンク公開を行い、新たに 7 件 (12,073 m²)の農	
地の解消	地をあっせんしました。【農業振興課】	
援農ボランティアの育成を	・援農ボランティアを育成する団体に、育成に係る経費に対して補助金を交	
行う市内NPO法人に対す	付しました。【農業振興課】	
る事業支援		
農業研修事業の実施	・第9期生、9名が、2年間の農業研修を修了しました。修了生の多くは、	
T四.4.7.1.0.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	農業に携わる為の進路を選択しています。【 農業振興課 】	
環境保全型農業に取り組む農		
環境保全型農業に取り組む	・東京都工コ農産物認証取得を推奨するため、エコ農産物認証シールの作成	
農業者の支援・拡大	│ 経費を補助する特定農産物生産出荷事業補助金や、市内畜産農家が生産 する堆肥の購入経費を補助する堆肥流通促進事業補助金を交付しまし	
	9 3年記の購入経員を補助する年記派過促進事業補助金を文刊しより た。	
	│	
	進事業補助を拡充しました。【農業振興課】	
市民が農業とふれあえる機会		
市民農園、体験農園の開設・	・市内3園の市民農園について管理運営を行いました。体験農園について、	
運営支援	利用者募集の広報等の支援を行いました。【農業振興課】	
農業体験機会の提供	・野菜作りなど、児童・生徒が気軽に農業を体験できる農業体験活動を実施	
	しました。 【指導課】	
米作り体験農業の実施	・13 組 32 名の応募があり、田植え、草取り、稲刈りの体験を実施しまし	
	た。【農業委員会】	
町田の農産物の地産地消を過	生めます【再掲(1-[3]-) 】	
学校給食での地場産農産物	・農産物を学校給食の食材として供給するために要する経費の一部を補助	
の利用推進	することで、農産物の地産地消を促進しました。 【農業振興課 】	
まち ベジマップ(農産物直	・月 2 回開催している地場農産物の販売会や、キラリ まちだ祭等でPR	
売所マップ)まち ベジグ	を行いました。 【農業振興課】	
ルメ店なびの配布による地		
産地消 P R		

(5)歴史的文化的環境を守ります

取り組み項目	2019 年度実施内容	評価
歴史的文化的環境を保全しま	ह व	
国・都・市指定史跡・有形文	・八幡平遺跡の四阿建設および整備工事を実施しました。【生涯学習総務課】	
化財の整備事業の実施		
文化財保護の一環として国・	・文化財ウィークに合わせて企画展を開催しました。多摩郷土誌フェアにお	
都・市指定史跡・有形文化財	いて関連図書を販売しました。文化財防火デーに伴い消防演習を実施し	
の広報活動の実施	ました。 【生涯学習総務課】	
自然や歴史・文化とのふれる	- 5いを進めます	
重点事業 13 (観光交流拠点	〔を活用したイベントの実施) P31参照	
フットパス・の普及促進	・小野路宿里山 交流館及び町田市観光コンベンション協会のイベントでフ	
	ットパスガイドツアーを実施しました。	
	・フットパスルート「相原から七国峠」「小野神社から小野路界隈」に道標	
	をそれぞれ 1 基設置しました。 【観光まちづくり課】	
自然観察会の開催	・忠生公園自然観察センター、かしの木山自然公園において四季おりおりの	
	植物、昆虫、野鳥などを題材とした観察会を開催しました。	
	・野津田公園において、指定管理者の自主事業として四季おりおりの植物、	
	野鳥などを題材とした観察会を開催しました。【 公園緑地課 】	

基本目標3. 持続可能な循環型社会の構築

~ ごみを減らし資源を有効活用するまちづくり~

(1)ごみの減量、資源化に対する意識の向上を図り.取り組みを促します

取り組み項目	2019 年度実施内容	評価
3 Rについて普及啓発を進め	り、排出抑制を促します	
重点事業 14 (情報発信拠点	としてのリサイクル広場の活用) P32 参照	
ごみの減量を意識づけるた	・長期間未更新のものを検証するとともに随時新しい情報を公開できまし	
めのホームページ等の充実	た。【3R推進課】	
広報紙による啓発	・ECOまちだを年4回発行しました。【環境政策課】	
	・ごみナクナーレを8月と2月に発刊し、3尺に取り組む団体などを紹介	
	しました。 【3R推進課】	
ごみの減量、分別排出の徹底	ミに関する市民の学習の機会を提供します	
重点事業 15 (ごみ減量に関]する出前講座の充実) P32 参照	
ごみ減量に関する体験型学	・町内会自治会等向けに 14 回の講座を実施し、受講者が地域の人に広め	
習機会の充実	ることでさらに効果的な啓発ができました。 【3R推進課】	
剪定枝資源化センター、リレ	・剪定枝資源化センターが5件、リレーセンターみなみには3件の視察が	
ーセンターみなみ等の見学		
機会の充実	ができました。 【資源循環課 】	
市民・市民団体・事業者との	D協働によるごみ減量の啓発活動を進めます	
ごみ減量サポーター(廃棄物	・7団体に地域リサイクル広場の開催支援をしました。また、ごみ減量サポ	
減量等推進員)との地域活動	ーターを対象とした研修会を 11 月に1回、リサイクル施設見学会を 11	
の促進	月に1回開催しました。 【3R推進課】	
市民・市民団体・事業者と協	・子育て広場や高齢者施設などと協働で地域の人に効果的な3Rの普及が	
働し、その活動を支援	できました。 【 3 R 推進課 】	

(2)ごみの発生抑制、再使用を進めます

取り組み項目	2019 年度実施内容	評価
家庭におけるごみの減量・乳	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
重点事業 16 (食品ロス*の管理	8発等、各種キャンペーンの実施) P32 参照	
有料指定収集袋利用制度の 継続	・指定収集袋は、国内製造を条件に委託を行っていたため、年間を通して安 定供給を図ることができました。 【3R推進課】	
回収した粗大ごみの修理、販売	・(一財)まちだエコライフ推進公社と「粗大ごみ等の有効利用に関する協定」を締結し、協定に基づき提供した粗大ごみ等を同公社が修理・再生し、販売しました。 ・3R推進課主催の「さんあーる広場」にて、出張販売を行いました。【3R推進課】	
事業系ごみの減量を促進しま	₹ す	
重点事業 17 (事業所向けの	情報提供の実施) P33 参照	
事業系ごみの適正排出のための事業者への丁寧できめ 細かな情報提供と発信	・大規模事業所への訪問や説明会での指導など、428件の事業所・事業者に対して指導を行いました。なお南町田グランベリーパークに対しては、オープン前の10月8日、オープン後の3月17日に訪問指導を行いました。 ・「まちだ3R賞」については、3件の申請があり、審査の結果、1事業所を表彰しました。【3R推進課】	
事業者と連携した食品ロス	・排出事業者へは66件、許可業者へは11件の訪問指導を行い、適正搬入 に向けた指導を継続的に行いました。 ・1月に許可業者向けの説明会を開催し61社の参加がありました。【資源 循環課】 ・食べきり協力店2店舗追加しました。今が食べごろ「めしあがれ」キャン	
の啓発活動の推進	ペーンを6店舗で実施しました。【3R推進課】	

取り組み項目	2019 年度実施内容	評価
市内イベントでのごみの発生	E抑制 [*] の取り組みを推進します	
市内でのイベント開催時におけるリユース・食器の利用促進など、ごみの出ないイベント開催の支援	・3 R推進課主催の「さんあーる広場」にて、リユース食器を使い、リユース食器の普及啓発・利用促進を行いました。 ・ごみ減量サポーターに対し制度概要の説明を行い、支援イベント数が増加しました。【3R推進課】	
各種イベントでの「ごみ減量 キャンペーン」の実施	 ・市内のイベントやお祭りでブース出展し積極的にごみ減量啓発ができました。合わせてステージを利用した3R公開講座を10回実施しました。 ・ごみ袋水切りキャンペーンを子どもセンターで実施しました。 ・ごみ袋サイズダウンチャレンジを新たに図書館や市立総合体育館で実施しました。 【3R推進課】 	

(3)ごみの資源化を進めます

取り組み項目	2019 年度実施内容	評価
生ごみの資源化を図ります		
重点事業 18 (生ごみ処理機	の導入促進) P33 参照	
ダンボールコンポスト 等の	・ダンボールコンポスト講習会を 17 回開催しました。	
利用方法や生成物の使い方	【3R推進課】	
講座の開催		
プラスチックの資源化を図り	ります	
容器包装プラスチックの市	・既に収集を開始している地域において、容器包装プラスチックの分別の促	
内全域での資源化に向けた	進や適正排出の啓発を目的に、複数のターゲットに対して4回の周知活	
検証及び準備	動を行いました。 【3R推進課 】	
搬入された製品プラスチッ	・資源化を行う新規事業者の開拓はできませんでした。現行業者は安定的に	
クの資源化	処理が出来ています。 【資源循環課】	
生活や社会活動から発生する	るごみの資源化を図ります	
剪定枝の資源化・有効利用の	・各種イベントに出展し、剪定枝の資源化・有効利用のPR及び剪定枝たい	
推進	肥の販売を行いました。	
	・剪定枝の搬入量・処理量・資源化量はほぼ横ばい状態です。	
	・たい肥化の過程で生じる規格外品は、学校や公園等で活用されています	
	が、市民向けにはまだ活用が進んでいません。 【資源循環課】	
「リサイクル゛広場まちだ」で	・回収品目を追加することはできませんでした。 【3R推進課 】	×
の回収品目追加の検討		
地域住民主体で運営する地	・要望に応じ回収量等を記載したパネルを作成、提供しました。【 3 R 推進	0
域リサイクル広場の拡大	課】	
搬入廃棄物の分別による再	・2019 年度新たな資源化物の開拓には至りませんでしたが、搬入廃棄物	
資源化の促進	については、年間を通して資源化をしています。 【資源循環課】	
事業所の紙ごみリサイクル	・収集拠点の設置に替わる方法を探るため、商工会議所に対して、環境問題	×
の促進	に力を入れている事業所、紙の資源化の工夫をしている事業所などの情	
	報提供を依頼しました。 【3R推進課 】	
家庭からでる雑紙の資源化	・広報紙での連載記事や封筒への啓発文の掲載を拡大しました。 【3R推進	
促進	課】	

(4)ごみの適正な排出処理を進めます

_ `		
取り組み項目	2019 年度実施内容	評価
ごみ排出ルールの周知徹底領	・ ・ ・の普及啓発を進め、適正な排出を促します	
ごみの出し方・分別等の情報	・市民からのホームページコンテンツ評価を参考に、見つけ易くわかり易い	
を発信するホームページ等	案内になるよう更新を行いました。 【3R推進課】	
の充実		
広報紙による啓発	・ECOまちだで違法な不用品回収業者への注意を促す記事を掲載するな	
	ど、排出ルールの啓発を行いました。	
	・収集カレンダー及び出し方ガイドは、問い合わせが多いごみの分別などを	
	中心に改善を図り更新しました。 【3R推進課】	
集合住宅の管理会社等への、	・38 件の集合住宅に対して、集積所・ごみ置き場への啓発看板設置や管理	
ごみの出し方や減量に関す	会社への適正排出の指導を行いました。【 3 R 推進課 】	
る説明の実施		

取り組み項目	2019 年度実施内容	評価
「ルールブック」を活用し		
た、事業系ごみの適正排出	・排出事業者向け講習会を1回実施しました。【3R推進課】	
のための啓発	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
事業系ごみ搬入物検査機	・事業系ごみ検査機による内容物検査を年間 544 件実施しましたが、事業系	
による、ごみの適正排出に	ごみの不適物混入は減少傾向でした。	
関する指導の徹底	・不適物の混入が認められた場合、事業者に対し注意書の発行や持帰りごみに	
	対する処理報告書の提出を求めています。 【資源循環課 】	
適切なごみ収集と運搬の	効率化を図ります	
重点事業 19 (ごみ・資)	原の新たな効果的な収集方法の検討) P33 参照	
収集車両の適正配置によ	・2020 年度から開始する不燃ごみの直営収集に備えて、軽ダンプ車 2 台を	
るごみ収集・運搬の効率化	買い替えました。	
	・車両火災対策で消火扉を設置するなど、不燃収集時に必要な修繕を行いまし	
	た。【3R推進課】	
ごみの収集車両として天	・2019 年度の導入はありませんでしたが、天然ガス車、ハイブリッド車等の	
然ガス車、ハイブリッド車	導入推進の考え方は継続していきます。【 3 R推進課】	
等の導入推進		
安全で適切なごみ処理を	行います	
ごみの適正処理に関する	・所管しているホームページの見直しを行い、市民が見てわかり易い内容に修	
情報の案内、配布物等によ	正することができました。	
る情報提供	・排ガス測定結果等の必要な情報を適宜更新することができました。【資源循	
	環課】	
焼却灰等の有効利用を継		
清掃工場で発生した焼却	・年間を通して東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設にて、焼却灰等	
灰等のエコセメント化*に	のエコセメント化を行いました。 【資源循環課】	
よる資源化		
下水処理場の汚泥焼却灰、	・下水処理場から発生する全ての産業廃棄物(汚泥焼却灰や沈砂汚泥など)に	
沈砂の建設資材等として	ついて 99.1%の再資源化率 [*] を達成しました。 【水再生センター】	
の再資源化		
ごみの資源化施設の整備		
	() () () () () () () () () ()	参照
重点事業 21 (資源ごみ	処理施設の整備) P34 参照	

基本目標4. 良好な生活環境の創造

~ 安全で快適な暮らしを実現するまちづくり ~

(1)大気汚染の防止に努めます

取り組み項目	2019 年度実施内容	評価
大気の汚染状況を監視し、	市民へ公表します	
市内の大気環境の把握[常	・主要幹線道路交差点等における大気調査を 12 月に 6 地点で行いました。	
時監視(都)沿道大気調査	・ダイオキシン類゛等分析調査を3地点で年2回(8月、2月)行いました。	
(市)]	【環境保全課】	
大気調査結果や大気汚染情	・2019 年度に実施した大気調査結果は、6 月にホームページで公表しまし	
報等の収集及び周知・提供	た。【環境保全課】	
光化学スモッグ注意報等発	・光化学スモッグ東京都メール配信への登録案内の情報提供を環境広報・ホ	
令時の周知	ームページ及び、町田市メール配信サービス(子育て情報、気象・地震情	
	報、学校教育情報)にて行いました。また、学校情報・注意報等が発令され	
	た際にはすみやかに関係機関へ情報提供しました。(2019 年度の東京都	
	多摩南部における注意報の発令回数は 1 件でした) 環境保全課 】	
事業活動での大気汚染物質	値の発生を抑制します	
大気汚染について、工場等	・工場等設置時に届出がある場合は、届出内容を確認し、必要に応じて事業	
を設置する事業者に対する	者に指導を行いました。違反事業者に対しては、現地確認し、改善の指導	
事前指導及び違反事業者へ	をしました。 【環境保全課 】	
の指導		

取り組み項目	2019 年度実施内容	評価
野外焼却防止のための事前	・相談があった際に現地に出動し、禁止及び例外行為に該当する場合は近隣	
指導や広報等による啓発	への配慮を行うよう指導しました。また、環境広報に野焼きに関する記事	
	を掲載し、野外焼却防止を啓発しました。 【環境保全課 】	
自動車利用を控え、公共交通	通利用を進めます【再掲 (1-[3]-)】	
路線バスの利用環境整備	・相原十字路バス停及び響きの丘バス停に上屋を設置しました。	
	・相原十字路バス停、ストアー前バス停、やくし台三丁目バス停、鶴川六丁	
	目バス停にベンチを設置しました。 【交通事業推進課 】	
地域コミュニティバス等の	・市内 4 地区(相原、本町田、つくし野、高ヶ坂・成瀬)において小型乗	
運行	合交通の導入に向けた実証実験運行を実施しました。 【交通事業推進課】	
市が開催するイベント時の	・緑のカーテン・イベントや環境セミナーなどの催しで公共交通機関の利用	
公共交通利用の推進	を呼びかけました。 【環境・自然共生課 】	
低公害車の普及促進等を図	ります【再掲 (1 - [3]-)】	
次世代自動車等の低公害車	・電気自動車充電器の利用を促すとともに、燃料電池・自動車の展示や、低	
の普及促進	公害車の仕組みについてのパネル展示、ホームページでのコンテンツ公	
	開などにより、普及啓発を行いました。 【環境・自然共生課】	
水素ステーションの誘致	・水素ステーションの誘致に至りませんでした。【環境・自然共生課】	
エコドライブ [*] の周知、普及・	・イベント実施時にはエコドライブガイドの配布を行いました。	
啓発	・エコフェスタではエコドライブを体験してもらう試乗会を開催しました。	
	【環境・自然共生課】	
低公害車[天然ガス自動車・ハ	・旧環境基準の業務用車両4台を、現行基準に適合した車両に買い替えま	
イブリッド車・電気自動車等]	した。また、旧環境基準の業務用車両 26 台を現行基準に適合したリース	
の公用車としての導入検討・	車両に更新しました。 【市有財産活用課 】	
実施		
	かます【再掲(1-[3]-)】	
重点事業 22 (自転車利用環		
自転車駐車場の整備	・自転車駐車場の建て替え等を含めた更新・運営方針を策定しました。【道	
	路管理課】	
市職員の近隣移動時の自転	・自転車利用のメリットを盛り込んだ掲示を行い、省エネを周知しました。	
車利用推進	【環境・自然共生課】	
	・安全運転講習会で町田市職員安全運転ハンドブックを配布し、近距離の移	
	動時はできるだけ自転車を利用するように周知しました。【市有財産活用	
	課】	

(2)良好な水質の確保に努めます

		±π/≖
取り組み項目	2019 年度実施内容	評価
汚水管の整備と合併処理浄化	と槽の普及による適正な汚水処理対策を進めます	
重点事業 23 (下水道未整備	簡所の汚水管整備の推進) P35 参照	
河川へ放流する下水処理水の	D水質向上を図ります	
重点事業 24 (下水処理水の)水質向上) P35 参照	
水質汚濁物質の排出抑制のな	ため、市民・事業者への働きかけを推進します	
水質汚濁について、河川等へ	・公共用水域に直接汚水を排水している 29 事業場に対し、排水の水質検	
直接排水を行う事業者に対	査を実施しました。基準の超過がみられたときは、原因究明及び対策の指	
する事前指導及び違反事業	導をしました。 【環境保全課 】	
者への指導		
下水道法に基づく、下水道に	・予定通り聞き取り調査を 111 件実施し、下水道法に基づく届出等につい	
排水を行う事業者への調査	て指導を行いました。	
や指導の実施	・予定通り排水検査を延べ 56 件実施し、すべての結果が基準に適合して	
	いることを確認しました。 【水再生センター 】	
特定施設未届事業場の発見	・環境保全課と情報を共有するとともに、特定施設未届事業場の発見と特定	
と、届出の指導の実施	施設の届出指導を行いました。 【下水道管理課】	
	・下水道部に提出されている事業場の届出状況や住宅地図の情報などを確	
	認し、未届であることが発覚した場合には届出指導を行いました。【環境	
	保全課】	
規制対象外事業者へのグリ	・ホームページ等を利用し、排水設備の適正管理の啓発活動を行いました。	
ース阻集器等の管理に関す	・また市内 44 店舗及び 5 商店会に対して、グリース阻集器の維持管理に	
る啓発	ついて啓発・指導を行いました。 【下水道管理課】	

取り組み項目	2019 年度実施内容	評価
地下水汚染について、工場等 を設置する事業者に対する 事前指導及び違反事業者へ の指導	・既存の事業場にて構造等の変更に関する届出書が提出された時に、構造基準の遵守義務や定期点検の実施義務を指導しました。【環境保全課】	
土壌や地下水汚染の防止の ため、農薬や施肥の適正量の 利用及び低減に向けた啓発 の実施	・東京都工コ農産物認証取得を推奨するため、エコ農産物認証シールの作成 経費を補助する特定農産物生産出荷事業補助金を交付しました【 農業振 興課】	
下水接続の普及促進	・相原地区を中心に普及訪問を行った結果、新規接続家屋が 15 件増加し ました。 【下水道整備課 】	
河川の水質事故防止のため の広報等による啓発	・水質異常事故の発生防止を啓発するため、公共用水域に排水している事業場に対し、処理施設の維持管理や有害物質の地下浸透防止について注意 喚起をするための文書を送付しました。【環境保全課】	
下水道の正しい使い方の指導	・主に下水道PR部会での活動を通じて啓発活動を行いました。 【下水道管 理課】	
下水処理場への市民等の施 設見学受け入れ	・両処理場で市民、学校、団体等の年間で 602 名、団体数では 17 団体の方が施設見学に訪れました。 ・引き続き、多くの市民の方に処理場のことを知っていただけるよう努めていきます。【水再生センター】	
市内の主要河川等において、	定期的な水質調査を実施します	
主要河川である鶴見川、境 川、恩田川等の河川調査の実 施とホームページ等での調 査結果の公表	・河川調査は予定通り月1回実施しました。2019 年度に実施した調査結果は、5月にホームページで公表しました。【環境保全課】	

(3)誰もが安心して快適に暮らせる環境の実現を図ります

取り組み項目	2019 年度実施内容	評価
有害化学物質 等の適正管理	・処理の指導を進めます	
重点事業 25 (有害化学物質	の適正管理・処理の指導) P35 参照	
事業者が自ら化学物質の適	・化学物質使用量報告書の提出が必要とされる適正管理化学物質取扱事業	
正な管理を行えるよう届出	者 72 件から報告書が提出されました。	
の指導	・事業者に対しては必要に応じ化学物質管理方法書の作成を指導しました。	
	【環境保全課】	
既存建物の解体時における	・アスベスト使用建築物の解体等工事では、事前相談や届出受理について適	
アスベスト使用調査・届出・	切に指導することができました。	
適正処理の指導	・年 2 回の建設リサイクル法に関する一斉パトロールのほか、東京都から	
	依頼のあったパトロール、また環境保全課による独自のパトロールも実	
	施し、看板の掲示などに不備があった場合には指導しました。【環境保全	
	課】	
	・適切にアスベストや資源が分類されるよう、パトロールによる指導を行い	
	ました。【建築開発審査課】	
悪臭の発生防止に努めます		
悪臭について、工場等を設置	・工場設置認可申請等を受ける際には、あらかじめ悪臭が発生しない作業工	
する事業者に対する事前指	程や設備の導入をするよう指導しました(2019年度は工場 17件、指	
導及び、悪臭を発生させた事	定作業場 27 件の申請がありました)。	
業者への指導	・悪臭を発生させてしまった事業所等に対しては、原因を究明したうえで、	
	作業工程を変更するなど再発防止対策を講ずるよう指導しました・【環境	
3 + 13 - 13 + 14 + 15 + 15 + 15 + 15 + 15 + 15 + 15	保全課】	
清掃工場における、臭気測定	・清掃工場内で発生した臭気は焼却炉の燃焼用に使用し、また脱臭装置の運	
の実施及び設備の適正管理	用を適正に行ったことで、清掃工場の敷地境界線地表における臭気指数	
による臭気の発生抑制・対策	の測定結果は規制基準値に適合していました(測定値:10 未満)。【資源	
の実施	循環課】	

取り組み項目	2019 年度実施内容	評価
農業者に対する畜舎清掃や 畜糞の適正処理方法、施肥 の適正な使用方法の周知 等、臭気発生抑制の指導	・畜舎の衛生管理に必要な経費に対する補助を行いました。【 農業振興課 】	
	騒音・振動問題への取り組みを進めます	L
主要幹線道路における自動	・自動車騒音常時監視・面的評価。については7ヶ所委託にて実施しました。	
車騒音調査の実施	・市内幹線道路の自動車騒音測定 (要請限度 [*])についても 3 ヶ所直営にて実施しました。【 環境保全課 】	
騒音・振動について、工場等	・工場設置認可申請等や事前協議、特定建設作業実施届を受ける際には、騒	
を設置する事業者や工事を	音や振動の発生に注意し、近隣へ配慮するよう指導しました(2019 年度	
行う事業者に対する事前指	は事前協議 123 件、特定建設作業 165 件の申請がありました)。	
導及び違反事業者への指導	・騒音や振動により近隣から相談が寄せられた場合には、原因を究明したう	
	えで、事業場等に対して作業工程を変更するなど再発防止対策を講ずるよう指導しました。 【環境保全課 】	
 航空機騒音の軽減のための		
国及び米軍に対し、NLP*や	・国及び米軍に対し、空母艦載機着陸訓練を硫黄島で全面実施すること、恒	
早朝・夜間・土日祝日の飛行	常的訓練施設を確保すること、厚木基地の運用、騒音状況等についての情	
の中止・制限等を要請	報提供を行うことを厚木基地騒音対策協議会 で要請しました。	
	・米軍に対し、厚木飛行場周辺における「航空機騒音防止対策の推進」につい	
	て東京都と共同で要請しました。 【企画政策課 】	
航空機騒音の常時測定 [市	・航空機騒音常時測定(市内 5 箇所)を引き続き実施しました。	
内 5箇所]と測定結果の広	・航空機騒音について、市が測定した結果を広報やホームページで公表し、	
報	航空機騒音による苦情件数とともに速やかに関係機関に報告しました。 【環 境保全課 】	
その他の問題の対策を考え	、安心で快適な環境の実現を図っていきます。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
建物等を建設する事業者に	・中高層建築物を建築する際の事前協議において、10m以上の建築物の場合	
対する電波障害・の事前調	は、テレビの受信障害調査報告書を提出するよう指導しました。	
査や対策の指導	・建築中または建築後に受信障害が発生した場合は、速やかに対応するよう	
	指導しました。 【環境保全課 】	
電波障害及び受信障害の相	・テレビ受信障害調査報告書に基づいた障害予測地域の情報提供を行いまし	
談、情報提供	た。【環境保全課】	
事業者に対する屋外照明、	・工場等設置届出時及び中高層建築物を建築する際の事前協議、大規模小売	
駐車場での車両照明等の配	店舗立地法に伴う事前協議において、屋外照明や車両の灯火による光害防	
慮など光害*未然防止の指	止対策を講ずるよう指導しました。 【環境保全課 】	
等	・主民からの亜胡により、44 其の体験にに流坐板を照り付けました。「満晩	
街路灯への遮光板の取り付け	・市民からの要望により、11基の街路灯に遮光板を取り付けました。 【道路 維持課】	
監視・指導による土砂の不 法投棄の防止と早期発見	・パトロールを強化し早期発見に努めました。【建築開発審査課】	
近隣騒音などのトラブル防 止のためのマナー啓発	・生活騒音についての啓発記事をホームページに掲載しました。 【環境保全 課】	
市民の生活環境の保全のた	・管理不全となっている空家所有者への文書による意識啓発や現地調査に基	
めの空家対策の推進	づく現状についての情報提供を実施した結果、管理不全となっていた空家	
	を 98 件改善することができました。 【住宅課 】	
国 大	3 //	

厚木基地騒音対策協議会会員(行政関係) 町田市・神奈川県・横浜市・藤沢市・茅ヶ崎市・相模原市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市

(4)美しいまち並みづくりを進めます

(1) X 0 1 1 X D II 1 1		
取り組み項目	2019 年度実施内容	評価
地域が主体となった良好な	は景観づくりを進めます	
重点事業 26 (生活風景宣	言等による良好な景観づくり) P35参照	
景観づくりの基準となるガ	・2017 年度に達成済みです。	
イドラインの整備		
景観づくりセミナーの実施	・多摩美術大学の授業で課題「まちだ・環境の近未来」を生徒が行う前段とし	
	て、町田市における景観づくりを講演した。その後市役所1階多目的スペ	
	ースにおいて、生徒の作品を展示した。 【地区街づくり課】	
景観づくり市民サポーター	・2017 年度に終了しました。	
による啓発活動の実施		

取り組み項目	2019 年度実施内容	評価	
快適な道路環境づくりを進め	ます		
市内各駅における放置自転車対策の実施	・放置自転車対策業務の円滑な遂行に努め、午後から夕方の時間帯の放置 自転車に対する対策を強化しました。 【道路管理課】		
学校や地域での自転車や二輪車のマナー啓発	・市立小学校全 42 校(うち 14 校は天候等の影響により警察による講話のみ)と、市立中学校 7 校を対象に、自転車教室を開催しました。中学校自転車教室の実施においては、交通安全協会やシルバー人材センターなど、多くの関係団体に協力を呼び掛けた他、保護者を対象としたメール配信サービス等を通じて周知を図り、地域住民の参加を促しました。・警察と連携し、街頭で自転車利用者に対して、啓発チラシの入ったティッシュ等を配りながら安全運転を呼び掛けるキャンペーン活動を行いました。・5 月に開催した「町田市春の交通安全教室」において、「ペーパーライダー安全運転教室」を実施し、二輪車の運転に不慣れな運転者に対して啓発を行いました。		
	・9 月に開催した「町田市民交通安全フェスティバル」では、町田市ホームタウンチームの「FC町田ゼルビア」「ASVペスカドーラ町田」「キヤノンイーグルス」の選手やスタッフに協力を依頼することにより、交通安全になじみのない方への参加を促し、自転車の安全利用について学んでもらえるようなイベントを実施しました。【市民生活安全課】		
都市計画道路、市街地道路での 無電柱化工事の実施	・無電柱化に向け、交通管理者や地域の方々と地上機の位置などについて 検討しました。 【道路整備課】		
市民ボランティア団体による 道路の美化活動の推進 アダプ ト・ア・ロード事業]	・新規に3団体が登録しました。既存団体には、活動報告の提出してもらい、また希望団体には活動に必要な物品の支援を行いました。 【道路管理課】		
ごみの不法投棄、ポイ捨ての	防止に努めます		
統一美化キャンペーンの P R	・広報・ホームページ・ポスター等を通じ、ごみゼロデーのPRを行うとともに、5月24日に成瀬駅周辺で散乱ごみの一斉清掃を実施しました。【環境保全課】		
美化推進重点区域(あきかん、 吸い殻等のポイ捨て防止区域) の指定及び運用	・地元の方々との意見交換を行いながら、新たな区域指定に向けた検討を 進めました。 ・委託業者による指定区域内の清掃を実施し環境美化の保全に努めまし		
	た。【環境保全課】		
道路等喫煙禁止区域 路上喫煙禁止区域、喫煙スポット)の指定及び運用	・2019 年度より、民間事業者と美化推進員による巡回指導業務の委託契約を行いました。 ・区域について幅広い世代に効果的に周知出来る取り組みを検討しました。【環境保全課】		
あき地の所有者への雑草除去 指導	・雑草が繁茂しているあき地の所有者(対象者)に対し、雑草除去をお願 いする通知を行いました。【 環境保全課 】		
不法投棄監視カメラの有効利 用及び、パトロールによる再発 防止対策の実施	・監視カメラ 1 台を新規で設置しました。 ・パトロールは、不法投棄重点地区を中心に昼夜合わせて年間 152 回実 施しました。 【 3 R 推進課 】		
土地所有者等との協働による、 不法投棄再発防止対策の検討・ 実施	・不法投棄発生場所に啓発看板を設置(31件・58枚)し、不法投棄防止 策及び再発防止策を提案しました。【3R推進課】		

基本目標5.環境に配慮した生活スタイルの定着

~ 学び・協働で進めるまちづくり~

(1)次世代を担う子どもの環境学習を進めます

取り組み項目	2019 年度実施内容	評価	
学校における環境教育。の充実を図ります			
重点事業 27 (環境副読本を	活用した環境学習の実施) P36 参照		
取り組み項目	2019 年度実施内容	評価	
各教科等における指導、環境	・地域の方々の協力を得ながら、学年や委員会活動でビオトープの整備を		
学習、農業体験、自然体験の	行うとともに、児童が休み時間の遊びや各教科等における学習などで活		
実施。	用しました。 【指導課】		
ボランティアコーディネー	・地域や保護者の協力を得ながら、学校林業体験や雑木林を利用した植物・		
ター等を活用した環境教育	野鳥の観察などの学習を行いました。 【指導課 】		
の実施			
出前講座を活用した児童・生	・保護者向けの啓発物を充実させるとともに、公開授業へ積極的に参加し、		
徒、保護者への環境教育の実	子どもだけでなく保護者に対しても直接啓発する機会を作ることができ		
施	ました。 【 3 R推進課 】		
子どもの環境学習・体験学習	:- : - :		
重点事業 28 (子ども向け環	境講座のプログラムの企画・実施) P36 参照		
こどもエコクラブ*の設立促	・エコクラブ事務局より発送されるチラシ・ポスター等を掲示・配布するこ		
進と活動の継続支援	とで、こどもエコクラブの設立促進・活動の継続支援を行いました。【環		
	境・自然共生課】		
環境教育情報の収集・提供を	・図ります		
出前講座や大学が提供する	・ホームページに東京都や国が公開している環境啓発コンテンツへのリン		
環境教育の取り組み等、既存	クを設定しました。 【環境・自然共生課 】		
の環境教育プログラム情報			
の収集、提供			

(2)市民・事業者の環境学習・保全活動を推進します

	(先子目 休生/日勤と促進しなり	
取り組み項目	2019 年度実施内容	評価
市民の環境学習や環境保全活動に参加する機会の充実を図ります		
環境に関する学習機会の提供 供	・まちだ市民大学HATS環境講座を前期7回、後期8回実施しました。受講生の 85%以上が講座終了後も引き続きエコ活動に取り組む意欲を示しており、環境問題への関心を高めることができました。【生涯学習センター】	0
	・市民等を対象とした環境をテーマとしたイベントを開催し、環境学習の機会を提供しました。 【市民協働推進課】	0
	・地球温暖化や生物多様性をテーマとしたイベントを開催しました。 【 環境・自然共生課 】	0
ライトダウン等節電意識向 上のためのキャンペーンの 開催を通じた啓発	・相模原市、各団体との連携や調整が順調に進み、充実した事業とすることができました。【環境・自然共生課】	0
まちづくりの検討の場での 環境配慮 の視点の啓発	・鶴川駅周辺街づくりワークショップ「鶴川駅を考える会」全 10 回に参加し、住民の鶴川駅周辺地区の景観や街づくりに対する意見を収集し、冊子を作製しました。 【地区街づくり課】	0
生物多様性 にかかわる多様 な主体の交流の場づくり	・町田生きもの共生フォーラムを開催しました。【環境・自然共生課】	0
事業者の環境配慮への取り組]みや環境保全活動を支援します	
中小企業が行う環境に配慮 した整備への改修等に必要 な資金調達への支援	・取扱金融機関等と連携し、事業者から求めがあった際にはメニュー内容についての説明を行いました。 ・取扱金融機関へ事務手引きを送付しました。【 産業政策課 】	0
事業者の環境保全活動の支 援	・エコフェスタでは、まちだエコ宣言事業者のブースを出展し、取り組み紹介を行いました。 【環境・自然共生課 】	0
	・環境保全活動に取り組む事業者にインタビューを行い、環境白書 [*] で紹介 記事を掲載しました。【 環境政策課 】	0
公益的市民活動への事業者 参加の促進	・新たに2つの事業者が活動を開始しました。【公園緑地課】	0

取り組み項目	2019 年度実施内容	評価
里山・における事業者の環境 保全活動の場を提供する仕 組みづくり	・事業者・市・NPO法人との協定締結は、2017年度で終了したため、実施しておりません。【 農業振興課 】	
環境に配慮した事業者を認定する制度をつくります		
重点事業 29 (まちだエコ宣言制度の推進) P36 参照		

(3)環境学習*・保全活動の基盤づくりや協働の仕組みづくりを進めます

取り組み項目	2019 年度実施内容	評価
環境に関する情報を積極的に		
環境に関する情報の発信	・「ECOまちだ」を年4回発行しました。	0
	・「環境白書・2019」を発行し、ホームページでも情報を公開しました。【環	
	境政策課】	
	・地球温暖化防止や生物多様性保全をテーマにしたイベントの開催。ホーム	0
	ページ上やパンフレット等による普及啓発を実施しました。【 環境・自然	
	共生課】	
環境に関する出版物を充実	・環境に関する出版物の収集に努め、2019 年度受入合計は 163 冊で、	0
させて提供、環境をテーマに	2019 年度末の合計は 5,584 冊となりました。鶴川駅前図書館は、里	
した特集コーナーを随時設	山や身近な自然に関する資料をまとめた書架「みどりのコーナー」を、	
置	中央図書館では、児童コーナーに「小さな自然」と題したコーナーを設置	
	して常設しています。【図書館】	
町田市の環境の状況・取り組	・2018 年度環境調査事業概要をホームページで公表しました。	0
み等を、白書・ホームページ	・航空機騒音について、市が測定したデータ及び東京都が 2018 年度に測	
等で公表	定したデータを取りまとめ、広報やホームページで公表しました。	
	・土壌汚染対策法に関する区域指定等の情報についても随時ホームページ	
	に掲載しました。 【環境保全課】	
	・町田市の 2018 年度の環境の状況や取り組みなどを「町田市環境白書	0
	2019」として公表しました。【環境政策課】	
市のイベントにおける環境	・エコキャラクター「ハスのん」の使用・貸出申請は 2019 年度 10 件あ	0
配慮*の取り組み推進	り、それぞれのイベントの中で参加者への環境配慮の呼びかけを行いました。	
	した。 【環境政策課】 ・緑のカーテン・イベントや環境セミナーなどの催しで公共交通機関の利用	0
	を呼びかけました。【環境・自然共生課】	0
市民・事業者の環境保全活動		
	の充実による情報集約・発信) P37参照	
大学等との連携を進め、環境		
相模原・町田大学地域コンソ	・連携、協働した取り組みとして環境をテーマにした講座は実施できません	
ーシアムや各大学と環境学	でしたが、「さがまちカレッジ」で子どもを対象とした「夏のバッグを作	
習に関する取り組みを連携・	ろう - ビニールシートで作るかんたんでおしゃれなバッグ - 」と題	
協働して行うための仕組み	した講座を協働して実施し、環境にやさしい生活の学習へとつなげまし	
づくり	た。【生涯学習センター】	
ECO・TOPインターン	・夏期に4名、冬期に2名の大学生を受け入れ、市の施策や事業体験を通	
の受け入れ	じて環境行政について学習してもらいました。【環境政策課】	
環境保全活動の担い手の育成	t、人材の活用を図ります	
重点事業 31 (ごみ減量サポ	『-タ-の地域活動支援) P37 参照	
環境保全活動団体や環境保	・市ホームページ、町田生きもの共生フォーラムにおいて、団体活動を周知	
全に取り組む市民への支援	する場を提供しました。 【環境・自然共生課 】	
の検討、実施	・株式会社ゼルビアが主催するイベントに参加し、参加者に向け環境啓発を	
	行いました。 【環境政策課】	

5. **町田市環境基本条例***(平成 12 年 12 月 27 日 条例第6 8号)

目次

前文

第一章 総則(第1条-第8条)

第二章 環境の保全、回復及び創造に関する基本的施策(第9条-第19条)

第三章 環境管理の推進(第20条-第22条)

第四章 環境パートナーシップ による環境の保全、回復及び創造の推進

(第23条-第26条)

附則

前文

私たちの町田市は、多摩丘陵の北部に位置し、緑豊かな丘陵地と、境川や鶴見川などの源流を有しており、また数多くの縄文遺跡の発見にみられるように、生活の場としての永い歴史を有している。それは、先人たちが、太古からその豊かな自然の恩恵を享受しながら生活してきたことを物語っている。

現代社会での生活、あるいは経済活動は、私たちの暮らしを豊かにする一方、資源の過剰な消費や膨大な廃棄物の排出等、環境に対する多大な負荷を伴い、私たちを取り巻くあらゆる環境を悪化させる原因となっている。このことは、首都圏で有数の商業都市、住宅都市として発展し続けている町田市でも例外ではなく、先人たちから引き継いだ環境を、次の世代へ引き継ぐことはもちろん、維持ることさえ困難な状況に立ち至っている。ことさえ困難な状況に立ち至っている。ことさえ、地球全体に広がっている。

地球規模での環境問題への早急な対応が 迫られている現代社会においては、私たちは 良好な環境を単に自然から与えられるもの としてではなく、すべての者による保全、回 復及び創造の努力によってはじめて享受で きるものとして考えなければならなくなっ ている。

私たちは、健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする、良好な環境を享受する権利、すなわち環境権を有している。同時に、私たちには環境をより恵み豊かなものとして次の世代へと継承していく責任と義務がある。良好な環境は、私たちの世代だけに与えられるものではない。将来の世代も享受する権利を有しているのである。

私たちは、かけがえのない生命と自然を守るために、すべての者の総意として、良好な環境を保全、回復及び創造するとともに、環境への負荷'の少ない持続的発展が可能な循環型社会'の実現を目指して、ここにこの条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造についての基本理念を定め、町田市(以下「市」という。)事業者、市民、在勤在学者、町田市に資産を有する者、町田市を訪れる者その他の者(以下「すべての者」という。)の責務を明らかにするとともに、地域の特性に即した環境の保全、回復及び創造に関する施策の基本と なる事項を定めることにより、その施策を市民参画の下に総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 良好な環境 現在及び将来のすべての 人々が、健康で安全かつ快適な生活を営む ことができる、生活環境、自然環境及び歴 史的文化的環境でいう。
 - (2) 歴史的文化的環境 歴史的文化的遺産 を含む環境のうち、地域の自然環境を構成 する要因となっているものをいう。
 - (3) 環境への負荷 行政の施策、事業活動、 日常生活等(以下すべての活動」という。) により環境に加えられる影響であって、環 境の保全上の支障の原因となるおそれの あるものをいう。
 - (4) 公害 環境への負荷のうち、すべての活動に起因する生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁(雨水及び地下水の汚染を含む。) 土壌の汚染、騒音、振動、悪臭等によって、良好な環境が損なわれることをいう。
 - (5) 循環型社会 すべての活動において、資源及びエネルギーの一層の循環、効率化並びに廃棄物の発生抑制、適正な処理等を図るなど、経済社会システムにおける物質の循環を確保することにより、最終的な排出物を低減し、自然環境の物質循環に戻すことができる社会をいう。

- (6) 地球環境の保全 すべての活動に起因する地球全体の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする、良好な環境の確保に寄与するものをいう。
- (7) 環境監査 市又は事業者が、すべての施策又は事業活動について環境の保全、回復及び創造の見地から自ら点検及び評価を行い、以後、その結果を反映させていくことをいう。
- (8) 環境パートナーシップ 市及び事業者 並びに市民、在勤在学者及び主にこれらの 者により組織される民間の団体(以下「市民等」という。)が、環境の保全、回復及 び創造を目的として、相互に促し、励まし、 支え合う関係をいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全、回復及び創造は、良好な 環境及び環境権*の確保を図るとともに、こ のことが将来にわたって継続されるよう適 切に行われなければならない。
- 2 環境の保全、回復及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に環境への負荷でを低減するよう行動することにより、循環型社会を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちを構築することを目的として推進されなければならない。
- 3 自然環境及び歴史的文化的環境*の保全及び回復は、生物多様性*(生物種、遺伝子及び生物生息環境の多様性を含む。以下同じ。)が適切に保全及び回復されるよう行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と密接に関わっていることから、すべての者がこれを自らの問題として認識し、そのすべての活動において国際的な認識及び協力の下に積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、基本理念にのっとり、地域の自然的社会的条件に応じた次に掲げる環境施策を策定し、これを推進する責務を有する。
 - (1) 公害の防止及び快適環境の創造
- (2) 生物多様性を含めた自然環境及び歴史的 文化的環境の保全及び回復
- (3) 資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び再資源化の促進
- (4) 環境への負荷の少ない役務、資源、製品 等の利用の促進
- (5) 環境パートナーシップによる環境への負荷を低減するための行動の促進
- (6) 地球環境の保全
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負

- 荷の低減に寄与すること。
- 2 市は、基本理念にのっとり、施策に伴う環境への負荷の低減に自ら取り組む責務を有する。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、次に 掲げる責務を有する。
 - (1) 事業活動に伴う環境への負荷の低減、公 害その他環境汚染を防止するために、必要 な措置を講ずること。
- (2) 事業活動に係る製品の販売、使用又は廃棄による環境への負荷の低減に寄与するため、必要な措置を講ずること。
- (3) 事業活動に係る役務の提供及び利用による環境への負荷の低減に寄与するため、必要な措置を講ずること。
- (4) 市が推進する環境施策に協力し、地域の 環境の保全、回復及び創造に関する取組に 積極的に参加又は協力すること。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、次に掲 げる責務を有する。
 - (1) 日常生活に伴う環境への負荷の低減に 努め、環境の保全、回復及び創造に自ら 取り組むこと。
 - (2) 市が推進する環境施策に協力し、地域の 環境の保全、回復及び創造に関する取組 に積極的に参加又は協力すること。

(在勤在学者等の責務)

第7条 在勤在学者、町田市に資産を有する者、 町田市を訪れる者その他の者は、基本理念に のっとり、市が推進する環境施策に協力し、 地域の環境の保全、回復及び創造に関する取 組に積極的に協力する責務を有する。

(環境配慮*)

- 第8条 すべての者は、基本理念にのっとり、 そのすべての活動において、次に掲げる環境 配慮に努めなければならない。
 - (1) 公害を発生させないこと。
 - (2) 自然を大切にすること。
 - (3) 歴史と文化を大切にすること。
 - (4) まちをきれいにすること。
 - (5) ごみを減らすこと。
 - (6) 資源及びエネルギーを大切にすること。
 - (7) 環境にやさしい製品及びサービスを選ぶこと。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷を低減すること。
- 2 すべての者は、前項に規定する環境配慮を 行うに当たっては、地球環境への影響につい ても考慮するものとする。
- 3 前二項の規定は、市民の市外における活動について準用する。

第二章 環境の保全、回復及び創造に関する基本的施策

(環境基本計画)

- 第9条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的 に推進するため、町田市環境基本計画(以下 「環境基本計画」という。)を策定する。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について 定めるものとする。
 - (1) 環境の保全、回復及び創造に関する長期 的な目標
 - (2) 環境の保全、回復及び創造に関する総合 的な施策の大綱
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、環境施策を 総合的かつ計画的に推進するために必要 な事項
- 3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、町田市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、 速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第 10 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、推進するに当たっては、 環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境行動指針)

- 第 11 条 市長は、事業者及び市民等が、環境 への負荷・の低減に寄与する行動を取るため の規範となる環境行動指針を策定する。
- 2 市長は、環境行動指針の策定に当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、町田市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、環境行動指針を策定したときは、 速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、環境行動指針の変更について準用する。

(規制措置)

- 第12条 市は、公害を防止するため、必要な 規制の措置を講ずることができる。
- 2 市は、生物多様性*を含めた自然環境の保全 を図るため、必要な規制の措置を講ずること ができる。
- 3 市は、資源及びエネルギーの有効利用並び に廃棄物の減量及び再資源化を促進するた め、必要な規制の措置を講ずることができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、市は、環境 への負荷を低減するため、必要な規制の措置 を講ずることができる。

(誘導的措置)

- 第13条 市は、事業者及び市民等が率先して 環境への負荷を低減することを促進するた め、適正な優遇、助成その他の必要な誘導的 措置を講ずることができる。
- 2 市は、事業者及び市民等の自らの活動による環境への負荷を低減するため、経済的負担 を課す等の誘導的措置を講ずることができる。

(財政措置)

第14条 市は、環境施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(調査、監視及び測定の実施)

- 第15条 市は、環境の状況の把握及び環境の 変化の予測並びに環境の保全、回復及び創造 に関する施策を策定及び推進するために必 要な調査、監視及び測定を実施するものとす る。
- 2 市は、前項の施策を適正に実施するため、 必要な監視及び測定の体制を整備するもの とする。

(施策等の報告)

第 16 条 市長は、毎年、環境の状況及び環境 施策に関する報告書を作成し、これを公表す るものとする。

(市民意見の反映)

第17条 市長は、環境施策の策定及び推進に 当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の 意見を反映させるための必要な措置を講ず るものとする。

(調整の体制)

第18条 市は、環境の保全、回復及び創造に 関する施策について、総合的に調整及び 推進するために必要な体制を整備するもの とする。

(国等との協力)

第19条 市は、環境の保全、回復及び創造に 関する施策のうち、広域的な取組を必要 とするものについて、国及び他の地方公共団 体と協力して推進するものとする。

第三章 環境管理の推進

(環境監査の実施)

- 第20条 市及び事業者は、環境監査を行うよう努めるものとする。
- 2 市長は、特に必要と認めたときは、事業者 に対して環境監査の結果についての報告を 求める等、必要な措置を講ずることができる。

(環境影響評価の促進)

第21条 市は、環境に著しい影響を及ぼすお それのある施策又は事業を行う者が、当該施 策又は事業の実施に伴う環境への影響につ いて、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、 当該施策又は事業の実施に際し、環境の保全 上の見地から適正に配慮することを推進す るため、必要な措置を講ずるものとする。

(事業情報の公表)

- 第22条 市又は事業者は、施策又は事業が与 える環境への負荷がの情報について、公表す るよう努めなければならない。
- 2 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業活動に関する情報のうち、市が保有するものについては、公表するよう努めなければならない。
- 第四章 環境パートナーシップ*による環境の 保全、回復及び創造の推進

(環境学習*の推進)

第23条 市、事業者及び市民等は、環境の保全、回復及び創造についての理解を深め、適切な取組が推進され、互いに環境の保全、回復及び創造に関する学習の機会の提供及び広報活動の充実が図られるよう努めるものとする。

(自発的活動の推進)

第24条 市、事業者及び市民等は、自発的に 行う環境の保全、回復及び創造に関する活動 を推進するため、互いに支援するよう努める ものとする。

(情報の提供)

第25条 市、事業者及び市民等は、環境の状況その他の環境の保全、回復及び創造に関する情報を適切に共有できるよう、情報の提供に努めるものとする。

(広域的協力)

第26条 事業者及び市民等は、基本理念にのっとり、環境の保全、回復及び創造を行うに当たっては、他の地域の人々とも協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

6. 参考資料

6.1. 環境基準*

(1)大気

表 1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	対象区域
二酸化硫黄(SO ₂) [*]	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質 [*] (SPM) [*]	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、 1時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。	工業専用地域、車道その他一
二酸化窒素(NO₂) [*]	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までの ゾーン内又はそれ以下であること。	単垣での他一般公衆が通常 生活していな
光化学オキシダント [*] (O x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	ソル域または 場所以外の地
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m³ 以下であること。	域
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m³以下であること。	

表 2 光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度指針

物質	環境上の条件	対象区域
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高一時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均 から 0.31ppm C の範囲にある	値は 0.2ppm C

(2)水質

表3 人の健康の保護に関する環境基準*一覧

項目	基準値	対象水域
カドミウム	0.0030 mg/! 以下	
全シアン	検出されないこと	
如	0.01 mg/! 以下	
六価クロム	0.05 mg/! 以下	
砒素	0.01 mg/! 以下	
総水銀	0.0005 mg/! 以下	全
アルキル水銀	検出されないこと	_
PCB [*]	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/! 以下	公
四塩化炭素	0.002 mg/! 以下	4
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/! 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/! 以下	H
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/! 以下	*
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/! 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/! 以下	
トリクロロエチレン	0.010 mg/! 以下	用
テトラクロロエチレン	0.01 mg/! 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/! 以下	1.
チウラム	0.006 mg/! 以下	水
シマジン	0.003 mg/! 以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/! 以下	
ベンゼン	0.01 mg/! 以下	域
セレン	0.01 mg/! 以下	
硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10 mg/! 以下	
ふっ素	0.8 mg/! 以下	
ほう素	1 mg/! 以下	
1,4-ジオキサン	0.05 mg/! 以下	

備考1:基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

^{2:「}検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

表 4 生活環境の保全に関する環境基準*

ァ

類	市内該 利用目的の適応性 基準値 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
型	当水域	利用日的の週心性	p H [*]	BOD [*]	SS*	DO	大腸菌群数
АА		水道 1 級 自然環境保全及び A 以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/! 以下	25mg/! 以下	7.5mg/! 以上	50MPN/ 100m! 以下
A	恩田川	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/! 以下	25mg/! 以下	7.5mg/! 以上	1,000MPN/ 100m! 以下
В		水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/! 以下	25mg/! 以下	5mg/! 以上	5,000MPN/ 100m! 以下
С		水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/! 以下	50mg/! 以下	5mg/! 以上	
D	境 川鶴見川	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲 げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/! 以下	100mg/! 以下	2mg/! 以上	
E	** SM: /-* *	工業用水3級環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/! 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/! 以上	

備考1:基準値は、日間平均値とする。

2:ただし農業用利水点については、水素イオン濃度指数 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/! 以上とする 。

3:自然環境保全:自然探勝等の環境保全

水道 1 級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道 2 級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道 3 級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産 3 級:コイ、フナ等、 -中腐水性水域の水産生物用工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

1

			基準値	
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフ	直鎖アルキルベンゼン
			ェノール	スルホン酸 及びその塩
+tm へ イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生		0.03	0.001	0.03
生物 A 物及びこれらの餌生物が生息する水域		mg/! 以下	mg/! 以下	mg/! 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水 物特 A 生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場と して特に保全が必要な水域		0.0006 mg/! 以下	0.02 mg/! 以下
生物 B コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及び		0.03	0.002	0.05
これらの餌生物が生息する水域		mg/! 以下	mg/! 以下	mg/! 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄 生物特 B に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔 の生育場として特に保全が必要な水域		0.002 mg/! 以下	0.04 mg/! 以下

備考1:基準値は年間平均値とする。

(3)地下水

表 5 地下水の環境基準*値一覧

単位: mg/!

項目名	環境基準値	項目名	環境基準値
カドミウム	0.003 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 以下
全几 亚口	0.01 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下
六価クロム	0.05 以下	1,3 -ジクロロプロペン	0.002 以下
砒素	0.01 以下	チウラム	0.006 以下
総水銀	0.0005 以下	シマジン	0.003 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 以下
PCB*	検出されないこと	ベンゼン	0.01 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	セレン	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	ふっ素	0.8 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	ほう素	1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	1,4-ジオキサン	0.05 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	塩化ビニルモノマー	0.002 以下

(4)ダイオキシン類

表 6 ダイオキシン類による大気の汚染・水質の汚濁および土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大 気	0.6 pg-TEQ/m³以下
水質	1 pg-TEQ/! 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下

備考

- 1:pg はピコグラムを表し、1pg は1兆分の1g
- 2:基準値は、2,3,7,8 四塩化ジベンゾ パラ ジオキシンの毒性に換算した値(TEQ)とする。
- 3:大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
- 4:土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調整を実施することとする。

(5)騒音

表 7-1 騒音に係る環境基準*値一覧

単位:デシベル

地域の			時間(の区分
類型	当てはめ地域	地域の区分	昼間 (6 時~22 時)	夜間 (22 時~6 時)
AA	清瀬市の地域のうち松山 3 丁目 1 番、竹丘 3 丁目 1 番から 3 番までおよび竹丘 3 丁目 10 番の地域		50 以下	40 以下
	第 1 種低層住居専用地域	一般地域	55 以下	45 以下
A	第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	2 車線以上の車線 を有する道路に面 する地域	60 以下	55 以下
	第 1 種住居地域	一般地域	55 以下	45 以下
В	第 2 種住居地域 準住居地域	2 車線以上の車線 を有する道路に面 する地域	65 以下	60 以下
	近隣商業地域 商業地域	一般地域	60 以下	50 以下
C 準工業地域 工業地域		車線を有する道路 に面する地域	65 以下	60 以下

備考

1:車線とは、一縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注)地域の類型

AA:療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域(東京都内ではこの地域のみ)

A: 専ら住居の用に供される地域

B: 主として住居の用に供される地域

C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適応しない。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、表 7-1 に関わらず特例として表 7-2 のとおりとする。

表 7-2 幹線交通を担う道路に近接する空間における基準

昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考

- 1:「幹線道路を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道および市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲内を特定する。
 - ・2 車線以下の車線を有する道路 15 メートル ・2 車線を越える斜線を有する道路 20 メートル
- 2:個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては、45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。

表 8 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度*

区域の区分			時間の区分		
		車線等	昼 間 (6時~22時)	夜 間 (22 時~6 時)	
	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域		65	55	
a 地域	a 第 2 程 1 届 1 居 1 日 2 日 3 日 3 日 4 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5	2 車線以上	70	65	
		近接区域	75	70	
b	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域	1 車線	65	55	
地域	準住居地域 用途地域の定めのない地域	2 車線以上 近接区域	75	70	
C 地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1 車線 2 車線以上 近接区域	75	70	

備老

- 1:車道とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- 2:近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道および4車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15メートル、2車線を越える車線を有する道路は20メートルの範囲とする。

表 9 光化学スモッグ 緊急時基準および措置

段階地域		※ 小吹の甘油		措置		
F文 P白	10 块	発令路の基準 	協力工場等	自動車等	— 般	
予報	東部北部	気象条件からみ て高濃度汚染が 予想されるとき	燃料使用量の削減協 力要請	不要不急の目的により、自動車を使用しないことについて協力を求める。	ばい煙を排出 するものに対し、 ばい煙の排出量の 減少について協力 を求める。	
注意報	西部南部	オキシダント濃 度が 0.12ppm 以上	通常の燃料使用量 20%程度の削減勧 告	当該地域を通過し	注)屋外になるべく出ないよう周知	
警報	多摩 北部 中部	オキシダント濃 度が 0.24ppm 以上	通常の燃料使用量 40%程度の削減勧 告	くないように協力を求しめる。 というである。 というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	する。 注)屋外運動はさ しひかえるように	
重大緊急報	西部南部	オキシダント濃 度が 0.40ppm 以上	通常の燃料使用量 40%程度の削減命 令	東京公安委員会に 対し、道路交通法の 規定による措置を要 請する。	する。 注)光化学スモッ グの被害を受けた	
学校情報	の 8 地域	オキシダント濃 度が 0.10ppm 以上			人は、もよりの保 健所に連絡する。	

6.2. 主な関係法とその解説

関係法令名	解説
環境基本法	多様化・複雑化した国の環境問題や、地球環境問題への取り組みの必要性の高まりなどに対処するため、環境の保全についての基本理念、国や事業者、国民等の各主体の責務、基本的施策等、環境の保全に関する施策の基本的な枠組みを定めた法律で、公害対策基本法に代わり、1993年11月に施行された。
循環型社会 [*] 形成推進 基本法	「廃棄物処理法」、「再生資源の利用促進に関する法律」、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」などの上位に位置付けられる、循環型社会を形成するための基本法で、2000年に成立した。同法に基づき、2003年3月には、「循環型社会形成推進基本計画」が策定され、循環型社会形成のための数値目標などが示された。物質フロー指標として資源生産性(入口)、循環利用率、最終処分量(出口)を、取組指標として廃棄物に対する意識・行動、廃棄物の減量、循環型社会ビジネスの推進が示されている。
地球温暖化 [*] 対策の推進に 関する法律	通常「地球温暖化対策推進法」と呼ばれる。同法により、地方公共団体には、事務・事業に関する温暖化防止に向けた実行計画(「地球温暖化防止実行計画」)の策定が義務付けられている。また、地域の実情に応じた温暖化防止実行計画(「地球温暖化防止地域推進計画」)の策定も努力義務として定められている。一定規模以上の事業所を対象とした、温室効果ガス、算定・報告・公表制度を定めている。
フロン類の使用の合理化 及び管理の適正化に関す る法律	通常「フロン排出抑制法」と呼ばれる。2002年に制定された「フロン回収・破壊法」で進められてきた業務用冷凍空調機器の整備時・廃棄時のフロン類の回収・破壊に加え、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な漏えい対策が取られるよう改正し、名称を改めた法律。2015年4月より施行された。
エネルギー政策基本法	エネルギー需給に関する基本的な方針を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにしたもの。 エネルギーの安定供給の確保、 環境への適合、 市場原理の活用といった基本理念を掲げている。2002年6月より施行されている。
国等による環境物品等の 調達の推進等に関する法 律	通常「グリーン購入・法」と呼ばれる。国や地方公共団体などの大口需要者である公的機関が率先して低環境負荷・型の製品等を調達することによって、環境物品等の流通を促進し、価格を下げ、民間のグリーン購入を促進させることを狙いとしている。
容器包装に係る分別収集 及び再商品化の促進等 に関する法律	通常「容器包装リサイクル法」と呼ばれる。一般廃棄物の容積比で6割、重量比で2~3割を占める容器・包装ごみについて、消費者、自治体、事業者がそれぞれの立場で、ビン・缶・飲料用紙パック、ペットボトルなどのリサイクルを推進し、ごみの減量化とリサイクルの実現を図るために1997年4月に施行された。2000年4月からは、ダンボールなどの紙容器とプラスチック容器などにも対象が拡大された。また、一定量以上の容器包装を利用する事業者に対し、レジ袋対策等の取組状況の報告が義務化された。
特定家庭用機器 再商品化法	通常「家電リサイクル法」と呼ばれる。テレビ、冷蔵庫、洗濯機、ルームエアコンの4品目を対象に、メーカーが有料で回収し、リサイクルすることを義務づける法律。1997年6月公布、2001年4月より施行された。
食品循環資源の再生利用 等の促進に関する法律	通常「食品リサイクル法」と呼ばれる。食品製造業などから排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化を行い、飼肥料などの原材料として利用を進めることを目的としている。
使用済自動車の再資源化 等に関する法律	通常「自動車リサイクル法」と呼ばれる。年間約400万台(中古車輸出もめると500万台)排出される使用済自動車のシュレッダー・ダスト、フロン類、エアバッグ類のリサイクルの促進を進めることによって、最終処分量の減少と、不法投棄・不適正処理の抑制を図るもの。平成14年7月に公布され、段階的に施行される。
資源の有効な利用の促進 に関する法律	通常「リサイクル法」「資源有効利用促進法」と呼ばれる。廃棄物の発生抑制(リデュース・)、部品等の再使用(リユース・)、原材料としての再利用(リサイクル)の「3R」を新たに導入し、資源の有効利用を総合的に体系づけた。
自然再生推進法	自然再生を総合的に進め、生物多様性 [*] の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図ることを目的とし、自然再生事業を専門家やNPOなど地域主導で進めていくことを狙いとしている。2003年1月より施行された。

関係法令名	解説
自動車から排出される窒素酸 化物及び粒子状物質の特定地 域における総量の削減等に関 する特別措置法	通常「自動車NOx・PM法」と呼ばれる。自動車から排出される窒素酸化物と粒子状物質について、その汚染が著しい特定地域(町田市も含まれる)での大気汚染の改善を図ることを目的としている。2001年6月に改正法成立(公布)、2001年12月に施行。
ダイオキシン類 [*] 対策 特別措置法	1999年7月公布。ダイオキシン類による環境汚染の防止や汚染の除去を図り、国民の健康を保護することを目的とし、耐容一日摂取量(第6条)、大気・水質・土壌の環境基準 (第7条)、廃棄物焼却炉等の特定施設の排出基準(第8条)土壌汚染に係る措置(第29~32条)などが定められている。
特定化学物質の環境への 排出量の把握等及び 管理の改善の促進に 関する法律	通常「PRTR法」と呼ばれる。PRTR (Pollutant Release and Transfer Register)とは、「環境汚染のおそれのある化学物質の、環境中への排出量又は廃棄物としての移動量を、登録し公表する仕組み」で、事業者は、同法により、化学物質の排出量又は廃棄物としての移動量の把握・報告が義務づけられており、行政はデータの整理・公表をすることとなっている。
土壤汚染対策法	企業の工場跡地等の再開発等に伴う、重金属、揮発性有機化合物 等による土壌 汚染の顕在化などを背景に、同法では、土壌汚染の状況を把握する調査の実施、汚 染による人の健康被害の防止に向けた措置(汚染の除去等)について定められてい る。
水質汚濁防止法	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の 浸透を規制し、工場及び事業場から排出される汚水及び廃液によって健康被害が生 じた場合、事業者が損害賠償を行うことについて定められている。
環境教育 [*] 等による環境保 全の取組の促進に関する 法律	通常「環境教育等促進法」と呼ばれる。環境を軸とした成長を進める上で、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働の重要性が増していることや、環境教育をなお一層充実させる必要が高まったことから、旧法環境教育推進法を改正し、2012年10月に完全施行された。
食育基本法	国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、食育(様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること)を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、2005年7月に施行された。 同法第18条において、地方公共団体は、内閣府に設置された食育推進会議が作成する食育推進基本計画を基本として、その地域における食育推進計画を作成することが求められる。
エネルギーの使用の合理 化等に関する法律	通常「省エネ法」と呼ばれる。1979年施行。2013年改正。エネルギーをめぐる内外の経済的、社会的環境に応じた燃料資源の有効な活用の確保を目的に、工場や建築物、機械器具についてエネルギー使用の合理化に関する措置などを定めている。改正により、電気の需要の平準化の推進及びトップランナー制度の建築材料等への拡大に関する措置が追加された。
生物多樣性:基本法	2008年6月施行。生物多様性の保全と持続可能な利用を推進することで、生物 多様性の恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目 的としている。保全や利用に関する基本原則、国が講ずべき13の基本的施策等、 生物多様性施策を進める上での基本的な考え方が示されている。
都民の健康と安全を確保 する環境に関する条例	東京都公害防止条例を全面的に改正し、一部の規定を除いて 2001 年 4 月より施行された。現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境の確保を目的に、化学物質の適正管理、建築物の環境負荷・低減、自動車公害対策等を強化した。
ポリ塩化ビフェニル 廃棄 物の適正な処理の推進に 関する特別措置法	通常「PCB特別措置法」と呼ばれる。人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として、PCB廃棄物の適正な処理を推進し、特に高濃度PCB使用製品の確実な使用廃止と高濃度PCB廃棄物の処理促進について定める法律。2016年に「PCB措置法」から改正された。

6.3. 用語解説 (五十音順)

え エコドライブ

環境に配慮して、自動車を利用すること。具体的には、アイドリングストップや 急激な発進・加速を止めることにより、燃 料の節約に努め、排出ガスを抑制する運転 のことをいう。

エコセメント・エコセメント化

私たちの生活から出るごみを清掃工場で焼却した際に発生する焼却灰や汚泥等の各種廃棄物を主原料とした新しいセメントのこと。2002年7月にJIS規格に定められた。

多摩地域 25 市 1 町では、日の出町の二 ツ塚廃棄物広域処分場内に、埋め立てざる を得なかった焼却灰をリサイクルするエ コセメント施設を設置している。

エコファーマー

堆肥などを使った土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う、持続性の高い農業生産方式を導入した農業者の愛称(都道府県知事認定)。

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(持続農業法)」(1999年7月制定)に基づく制度で、認定を受けた「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」に基づき、農業改良資金(環境保全型農業導入資金)や税制上の特例措置が受けられる。

HEMS 住宅エネルギー管理システム

SS 浮遊物質

SPM 浮遊粒子状物質

LED(LED照明器具)

発光ダイオード (Light Emitting Diode)を使用した照明機器。蛍光灯や発熱電球に比べ発光効率が良いため消費電力が少ないことや、長寿命であることから頻繁な保守交換のコストや購入コストが削減できる。

NLP

Night Landing Practice の略。夜間の航空母艦への着艦のための訓練で、基地の滑走路を航空母艦に見立て行う。着陸、接地、離陸(タッチアンドゴー)を何度も繰り返すため、非常に大きい騒音を伴う。

お 屋上緑化

建築物の屋上を、芝生や庭園として植栽すること。屋上緑化は、ヒートアイランド現象の緩和、大気汚染の低減など、都市環境問題の緩和などの効果が期待されており、東京都では自然保護条例に基づき、屋上を含めた緑化の指導を行っている。

温室効果ガス

太陽放射により温められた地表からの熱(赤外線)が、宇宙空間へと放射されるのを抑え、地表面の温度を一定に保つ役割を果たしているガス。いずれも大気中で微量な成分であるが、人間活動により急激に増加しており、温暖化を引き起こしている。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄が削減対象とされている。

Ox 光化学オキシダント

か外来生物

人間の活動によって意図的・非意図的に 関わらずそれまでその生物が生息してい なかった場所に持ち込まれた生物種。

環境学習

自然の仕組みや環境問題に関心・知識を持ち、自分の暮らしや活動と環境との関わりについて理解と認識を深めるための学習を指し、生活環境の保全や自然保護に配慮した、良好な環境を将来世代へ引き継ぐための責任ある行動の実現を目指すもの。環境教育推進法では、「環境教育」は、環境保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習と定義されている。

環境教育 環境学習

環境基準

健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。環境基準を達成するため、事業所などから出る排水・排ガスには「排出基準」が設けられている。

環境基本条例

地方公共団体において、その地域の特性に応じた環境施策を推進・展開するための基本理念、各主体の役割、環境施策の方針を定めた条例。町田市では、環境基本条例検討委員会による答申を受け、2000年12月に制定した。

環境権

町田市環境基本条例前文において、「健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする、良好な環境を享受する権利」と定義している。また同条例では、良好な環境は、すべての者による保全、回復及び創造

の努力によってはじめて享受されるものであって、将来の世代も享受する権利があるとしている。

環境パートナーシップ

市民、事業者、行政など、町田市に関わるすべての人々が、それぞれの立場に基づいた役割分担のもと、環境の保全に向けた取り組み・行動を相互に促し、励まし、支えあって進めることをいう。

環境配慮

環境問題の原因が、私たちの生活により 生じている環境への負荷にあることを踏 まえ、一人ひとりの生活や事業活動等によって環境に与える影響を低減するように 行動することをいう。

環境白書

環境の現状、環境基本計画に基づく施策の進捗状況及び目標達成状況などを、毎年、点検し、広く市民へ公表する年次報告書。町田市環境基本条例第16条に「施策等の報告」として規定されており、2002年12月に創刊号「町田市環境白書2002」を発行した。

環境負荷(環境への負荷)

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう(環境基本法第2条第1項)

き 揮発性有機化合物

大気中で気体状となる有機化合物の総称で、トルエン、テトラクロロエチレン、イソプロピルアルコールなど多種多様。塗料や印刷インキの溶剤などさまざまな分野で使用され、その多くは大気中に排出されている。自動車、ボイラーや一般家庭のほか、植物などからも排出される。

窒素酸化物の光化学反応を促進し、光化学オキシダントを生成するだけでなく、光化学反応などにより大気中で粒子化し、浮遊粒子状物資(SPM)を生成する原因物質でもある。また、トルエンなど人体に有害な物質も含まれることから、環境リスク低減のためにも、使用量の適正化が必要。Volatile Organic Compounds を略してVOC とも表記される。

く グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをいう。

1996 年 2 月に、わが国におけるグリーン購入の取り組みを促進するために設立したグリーン購入ネットワーク (GPN)には、企業・行政・消費者が加入している。 GPN では、環境負荷の少ない商品やサービスの市場形成を促し、持続可能な社会経

済の構築に寄与することを目的として、グリーン購入にあたっての基本原則、ガイドラインの策定、シンポジウムや研究会の開催などの活動を通じてグリーン購入に関する啓発及び情報の収集、発信を行っている。

こ こどもエコクラブ

環境省が地方公共団体との連携の下進めている、小・中学生を対象にした環境活動クラブのこと。1995年に発足し、生き物調査やリサイクルなど自主的な取り組みを進め、全国のクラブ員との交流を図るなど、環境教育の面でも効果を上げている。

光化学オキシダント

窒素酸化物と炭化水素とが太陽光線を受けて光化学反応を起こし生じる、オゾンやパーオキシアシルナイトレートなどの酸化性物質(オキシダント)の総称。O×と略す。

光化学スモッグ

大気中に光化学オキシダントが発生し、白くモヤがかかって見通しが悪くなる状態。4月から10月にかけて、気温が高く、風が弱く、日差しの強い日に発生しやすい。

さ 再生可能エネルギー

石油、石炭などの化石燃料や核エネルギーに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。太陽光発電、風力発電などの自然エネルギーや廃棄物発電などのリサイクル型エネルギー(「再生可能エネルギー」)と、燃料電池、クリーンエネルギー自動車など「従来型エネルギーの新利用形態」の2種類がある。

里山

雑木林、農地、湧水等が一体となって多様な動植物が生息し、又は生育する良好な自然を形成することができると認められる丘陵斜面地及びその周辺の平坦地からなる地域で、その自然を回復し、保護することが必要な土地の区域をいう(東京における自然の保護と回復に関する条例第 17条)

し 資源化(リサイクル)率

排出されたごみの総量に対するリサイクル(再生使用)された量の割合をいう。

市民農園

一般に、農家など農地の所有者などが、 近隣の住民のために農作業の目的で使用 させる農園。関連する法としては「市民農 園整備促進法」があり、この法律は市民農 園の整備を適正かつ円滑に推進し、良好な 都市環境の形成と農村地域の振興に資す ることを目的としている。

J (ジュール)

ジュールは、仕事量を表す単位でエネルギー量は、この単位で統一して示すことが決められている。 G J (ギガ・ジュール) = 10° J

住宅用エネルギー管理システム

HEMS (へ ム ス = Home Energy management System の略) ともいう。 家電や電気設備とつないで、電気やガスなどの使用量をモニター画面などで「見える化」したり、家電機器を「自動制御」したりすることにより、家庭で使うエネルギーを節約するための管理システム。

循環型社会

町田市では、すべての活動において、資源及びエネルギーの一層の循環、効率化並びに廃棄物の発生抑制、適正な処理等を図るなど、経済社会システムにおける物質の循環を確保することにより、最終的な排出物を低減し、自然環境の物質循環に戻すことができる社会をいう(町田市環境基本条例第2条)。

なお、2000 年 4 月に成立した「循環型社会形成推進基本法」においては、廃棄物等の発生抑制、循環資源(廃棄物等のうち有用なもの)の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会、と定義されている。

食品ロス

本来食べられたにもかかわらず捨てられている食品。

す 水素イオン濃度指数

物質の酸性、アルカリ性を示す指数。pH = 7 の場合は中性と呼ばれる。pH が小さくなればなるほど酸性が強く、逆に pH が大きくなればなるほどアルカリ性が強い。

水素ステーション

燃料電池自動車に水素を供給するため の施設。

→ 生物化学的酸素要求量 BOD

生物多様性

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいい、生態系を健全に保全していくための基本的要素である。「生物の多様性に関する条約」に基づき、わが国でも「生物多様性国家戦略」を策定し、遺伝子の多様性、種の多様性及び生態系(生物生息環境)の多様性の保全を進めている。2007年11月に「第三次生物多様性国家戦略」が閣議決定された。

た ダイオキシン(ダイオキシン類)

ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン (PCDD)のことで、極めて強い毒性をもつ有機塩素化合物。ベトナム戦争中アメリカ軍が「枯れ葉作戦」で散布した除草剤に含まれており、胎児の奇形などの原因になったと考えられた。ほかにも、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)とコプラナーPCBについても似た構造と毒性をもつことから、合わせてダイオキシン類と定れ、約233種類が確認されている。

太陽光発電

太陽光発電とは太陽電池を使った発電のことで、太陽光発電システムは、太陽の光を電気(直流)に変える太陽電池と、その電気を直流から交流に変えるインバータなどで構成されている。

これまでの技術開発により、変換効率 (光から電気にかえる効率)が向上し、コ ストも下がってきたため、一般家庭用の電 源としても普及してきている。

ダンボールコンポスト

ダンボールを利用した生ごみ処理容器。 ダンボール箱に竹チップ等の基材を入れ、 生ごみを微生物により分解し、たい肥化す る。

ち 地球温暖化

現代の産業化社会における二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量の急激な増加により、地表の平均気温が上昇すること。海面の膨張や世界的な異常気象、生態系等への影響などが懸念されている。

て DO 溶存酸素

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車と比べ、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車、電気自動車、低燃費ガス認定車などをいう。大気汚染だけでなく、温暖化の防止にも寄与する。

電波障害

中高層建築物の建設に伴って、周辺地域においてテレビの映りが悪くなるなど、電波受信機に障害をきたすことをいう。町田市では、中高層建築物の建設に当たり、電波障害の発生についての事前調査と障害発生時の対策について指導を行っている。

と 透水性舗装

雨水が浸透しやすいようアスファルトに隙間ができるように舗装する方法。水分の蒸発によるヒートアイランドの防止、雨水の地下浸透による地下水涵養などの効果がある。

に 二酸化硫黄(SO₂)

工場や火力発電所で硫黄を含んだ石炭 や重油を燃焼する際に発生する。呼吸器へ の悪影響があるほか、酸性雨の原因物質で ある。

二酸化炭素(CO₂)

石油、石炭などの炭化水素含有物質を燃焼すると発生する温室効果ガスの一つである。わが国の温室効果ガス排出量のほとんどが二酸化炭素である。

産業革命以前の大気中の平均二酸化炭素濃度は 280ppm 程度であったが、その後の人間活動の活発化・拡大に伴い、2018 年には 407.8ppm に増加している。

二酸化窒素(NO₂)

窒素酸化物(NOx)は、物が燃えると必ず発生する。燃焼により発生する一酸化窒素は大気中で酸化されて二酸化窒素となる。 人間の呼吸器に悪影響を与える。

ね 熱帯夜

最低気温が 25 以上の夜。

燃料電池

水素と酸素の化学反応(水の電気分解の逆反応)により、電力と熱を発生させる技術である。発電の際、二酸化炭素は発生せず、騒音・振動もないという特長がある。

は 発生抑制

「排出抑制」は、廃棄の段階で有用資源のリサイクルなどにより、廃棄物としての排出をできるだけ抑制すること。一方「発生抑制」は、原材料の効率的な利用、製品の長期間使用などにより、廃棄の段階だけでなく製造、消費、使用等の各段階で廃棄物等となることをできるだけ抑制すること。

バイオガス

再生可能エネルギーであるバイオマスのひとつで、有機性廃棄物(生ごみ等)や家畜の糞尿などを発酵させて得られる可燃性ガス。非枯渇性の再生可能資源であり、下水処理場などから発生する未利用ガス等も利用が期待されている。

7) pH 水素イオン濃度指数

BOD

正式には、生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand)という。水中の有機物が微生物のはたらきによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の水質汚濁を測定する際の指標の一つ。河川の利用目的に応じた環境基準値と、事業所等からの排出水の排水基準値が定められている。数値が大きいほど、有機物の量が多く、汚れが大きいことを示

す。

ビオトープ

ドイツ語で生物を意味する「ビオ」と場所を示す「トープ」の合成語。一つの生物種にとって必要な空間のまとまりを、その種のビオトープという。また、一定の区域に、元来そこにあった自然風景、生態系を回復・保全することも指す。

光害(ひかり害)

ネオンや街灯の光によって、夜間星がよく見えなくなるなどの影響が出ること。生態系に対する影響も懸念されている。

PCB ポリ塩化ビフェニル

ふ フットパス

イギリスを発祥とする"森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと【Foot】ができる小径(こみち)【Path】"のこと。

浮遊物質

水中に懸濁し、水のにごりの原因となる物質のことで、水質を表す指標の一つ。コロイド状の小さなものや目に見える程度の粒子まで、様々なサイズの物質を総称する。 1 リットルの水に含まれる重量で表し、一般河川では 25mg/! 以下が正常な生育環境であるとされている。

Suspended Solidsを省略してSSともいう。

浮遊粒子状物質

SPM (Suspended Particulate Matter) ともいう。大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10 \, \mu$ m ($1 \, \mu$ mは 100 万分の 1 m) 以下のもので、大気中に長時間滞留し、喘息など呼吸器への影響が懸念されている。NOx (窒素酸化物)等が大気中で粒子状物質に変化するなど、発生源が多様であり、ディーゼル車からの黒煙によるものが $2 \sim 4$ 割を占めている。また、特に粒径 $2.5 \, \mu$ m以下のものを微小粒子状物質 (PM2.5)といい、健康への影響が強く懸念されている。

VOC 揮発性有機化合物

ほ ポリ塩化ビフェニル (PCB)

炭素、水素、塩素からなる、工業的に合成された油状(白色の結晶状の物もある)の物質。Polychlorinated Biphenyl を略し、PCBと記載される。化学的に安定などの性質を有しているため、電気機器の絶縁油や熱媒体などに使用されてきた。しかし、PCBは難分解性で、生体に蓄積する。現在、PCBの製造・輸入は原則的に禁止されており、事業者が保管・所有する PCBは毎年届出が必要である。

ま マスタープラン (master plan)

特定の分野に関する市域全体の基本的な方針を定めた計画。行政計画では、都市計画、緑、住宅、景観、環境、福祉などの分野のマスタープランがある。これらに基づき、特定の地域や施設の計画がつくられる。

み 緑のカーテン

ヘチマやゴーヤなどのつる性の植物を窓の外にはわせることで、日差しをやわらげ、室温の上昇を抑える自然のカーテンのこと。省エネルギー効果、二酸化炭素吸収効果、ヒートアイランドの緩和効果等が期待される。

め 面的評価

幹線道路に面する地域での騒音を、幹線 道路から50mの範囲にある全ての住居 等を対象に、実測値や推計によって騒音レ ベルの状況を把握し、環境基準に適合して いる戸数の割合を算出して評価する手法。

も 猛暑日

日最高気温が35 以上の日。

や谷戸

丘陵地において、河川等の浸食によって できた谷状の地形。谷津、谷地とも呼ばれ、 地形を利用した農業や、生態系を含めて指 す場合もある。

ゆ 有害化学物質

人の健康または生活環境に係る被害を 生ずるおそれのある物質の総称で、大気汚 染防止法、水質汚濁防止法等の法律により 物質を指定し、取り扱い、排出濃度、製造・ 輸入などを規制している。

よ 溶存酸素

DO (Dissolved Oxygen) ともいう。 水中に溶解している酸素の量のことで、代表的な水質汚濁状況を測る指標の1つ。一般に清浄な河川ではほぼ飽和値に達しているが、水質汚濁が進んで水中の有機物の分増えると、好気性微生物による有機物の分解に伴って多量の酸素が消費され、水中の溶存酸素濃度が低下する。溶存酸素の低下は、好気性微生物の活動を抑制して水域の浄化作用を低下させ、また水生生物の窒息死を招く。

要請限度

環境省令が定めた自動車騒音又は道路 交通振動の指定地域内における限度のこと。区市町村長は、自動車騒音等がその限 度を超えていることにより道路の周辺の 生活環境が著しく損なわれると認めると きは、騒音については東京都公安委員会に 対し道路交通法の規定による措置を執る ことを要請することができ、道路管理者又 は関係行政機関の長に意見を述べること ができる。

リ リサイクル (Recycle)

資源の有効利用や環境汚染の防止のために、廃棄物を原料として再生し、利用すること。

リデュース (Reduce) 発生抑制

リユース (Reuse)

使用を終えた製品を、基本的に形を変えずに他の利用法で用いること。使用済みの容器を回収・洗浄・再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」などのほか、家電製品や家具等の廃棄製品から消耗度の少ない部品を選び出し、新たな製品に組み込む手法等もある。

緑地

狭義には、都市公園など都市計画において計画された緑地を意味する。広義には、 社寺境内地などの空地の多い施設、農耕 地、山林、河川、水面などのオープンスペースまで含める。計画目標値は、広義の緑 地をさす。

れ 歴史的文化的環境

歴史的文化的遺産を含む環境のうち、地域の自然環境を構成する要素となっているものをいう。

町田市 環境白書 2020 ーデータ集ー

編集・発行 町田市 環境資源部 環境政策課

所 在 地 〒194-8520 町田市森野 2丁目 2番 22号

電 話 042-724-4386

発行年月 2020年11月

編集協力 三和航測株式会社

刊行物番号 20-33

